

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成22年10月25日

摂津市議会

目 次

建設常任委員会

10月25日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
認定第1号所管分の審査	2
補足説明（土木下水道部長、都市整備部長）	
質疑（原田平委員、木村勝彦委員）	
認定第6号の審査	37
補足説明（土木下水道部長）	
質疑（原田平委員）	
散会の宣告	43

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成22年10月25日(月) 午前10時 開会
午後3時 散会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 大澤千恵子 委員 藤浦雅彦
委員 木村勝彦 委員 原田平

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
都市整備部長 小山和重 同部次長兼建築指導課長 大田博和
同部参事 吉田和生 まちづくり支援課長 土井正治
同課参事 磯崎秀彦 都市計画課長 新留清志 同課参事 西川 聡
同課参事 三輪 知広 建築住宅課長 林 弘一
土木下水道部長 宮川茂行 同部次長 藤井義己
同部参事兼公園みどり課長 渡辺勝彦 同部参事兼道路課長 堀 和夫
交通対策課長 山本博毅 下水道業務課長 石川裕司
下水道管理課長 山口 繁 同課参事 川上昭人
下水道整備課長 西村克己
水道部長 中岡健二

1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局書記 田村信也

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成21年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第6号 平成21年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第2号 平成21年度摂津市水道事業会計決算認定の件

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 ただいまから建設常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

スポーツ、文化の秋で、何かとお忙しい中、本日は決算委員会、大変ご苦労さまでございます。

当委員会では、21年度の所管分の会計、これの決算のご審議をいただくわけでございますけれども、ちょうど今、来年度予算に向けて、いろいろと模索しているところでございまして、決算の内容については、来年度の予算にまたつながっていくわけでございますが、何とぞ慎重審議の上、ご認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

一たん退席いたしますけど、よろしくお祈りします。

○山本靖一委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は大澤委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

宮川部長。

○宮川土木下水道部長 おはようございます。

補足説明をさせていただく前におわび

申し上げるべき内容がございます。

平成21年度の事務報告書におきまして記載に誤りがございました。事務報告書の240ページの3段目、道路反射鏡定期修繕事業の期間欄におきまして、終了期日を平成21年12月25日と記載すべきところを平成22年12月25日と記載いたしておりましたことを、この場をおかりしておわび申し上げます。まことに申しわけございません。今後は記載内容につきまして十分確認いたしますので、お許しいただきますよう、よろしくお祈り申し上げます。

それでは、認定第1号、平成21年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち土木下水道部にかかわる部分につきまして、目を追って、主なものについて補足説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、34ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目3、衛生使用料、節3、クリーンセンター使用料は、(仮称)吹田貨物ターミナル駅の建設工事用車両がクリーンセンター敷地を通行することに伴い鉄道運輸機構から使用料を徴収したほか、関西電力株式会社の電柱等の使用料でございます。

目4、農林水産業使用料、節1、水路使用料は、大阪ガス株式会社ほか2件の法定外水路占用料でございます。

目5、土木使用料、節1、道路使用料は、関西電力株式会社ほか36件の道路占用料でございます。

節3、公園使用料は、関西電力株式会社ほか5件の公園占用料でございます。

節4、駐車場使用料は、千里丘駅東フォルテ摂津、摂津駅及び南摂津駅の各自動車及び自転車駐車場の使用料と駐車場用地使用料でございます。そのうち駐車場

用地使用料は、千里丘駅西自転車駐車場、正雀駅南第1自転車駐車場並びに南摂津第3自転車駐車場、それぞれの関西電力株式会社の電柱使用料でございます。

36ページ、項2、手数料、目1節1、総務手数料のうち下から2行目の諸証明手数料は、道路幅員証明等42件の手数料でございます。

38ページ、目2、衛生手数料、節5、し尿処理手数料は、し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料でございます。

目3、農林水産業手数料、節2、明示手数料は、水路敷地境界明示13件の手数料でございます。

目4、土木手数料、節1、明示手数料で上から1行目、道路敷地境界等明示74件の手数料でございます。

42ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目2、土木費国庫補助金、節2、地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査委託補助金でございます。

50ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金、節1、都市計画費補助金は、下から3項目目の府自然環境保全条例の事務処理に関する交付金でございます。

節2、地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査委託補助金でございます。

節3、交通対策費補助金は、防犯カメラ設置補助金でございます。

52ページ、項3、委託金、目3、土木費委託金、節1、土木管理費委託金は、大阪府からの河川環境整備工事委託金と鶴野橋ほか、ポンプ管理委託金並びに自転車等移動保管業務委託金でございます。

54ページ、款17、寄附金、項1目1節1、寄附金は、上から4行目の緑化事業寄附金で、1件の寄附を受けたものでございます。

62ページ、款19、諸収入、項4目

2、雑入、節1、雑収入で、当部に関係いたしますものは、中段の道路課では、損害賠償保険金と路上放棄車処理協力で、その下、交通対策課では、自転車等移動保管料と自転車等鉄屑処分金と自動車重量税の過年度返還金で、その下、下水道管理課では、味舌ポンプ場水路系維持管理業務委託料と自動車重量税の過年度返還金で、その下、下水道整備課では、踏み荒し整地料でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

事務報告書につきましては、公園みどり課は227ページから、道路課は235ページから、交通対策課は247ページから、下水道業務課は259ページから、下水道管理課は265ページからそれぞれ記載をいたしておりますので、あわせてご参照賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、決算書の136ページをお開き願います。

款4、衛生費、項2、清掃費、目1、清掃総務費、節7、賃金のうち臨時職員賃金は、下水道業務課のし尿及び浄化槽汚泥に係る事務処理に従事する臨時職員2名の賃金でございます。

138ページ、目3、し尿処理費につきましては、その執行率は96.0%でございます。詳細につきましては、決算概要の106ページから109ページに記載していただいておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしまして、節7、賃金では、クリーンセンターにおいてし尿等の前処理業務に従事する臨時職員4人の賃金でございます。

節11、需用費では、クリーンセンターの維持管理に係る消耗品費や光熱水費、修繕料などがございます。

節13、委託料では、140ページにかけて、し尿収集運搬委託料ほかクリーンセンターの諸施設に係る委託料でございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、吹田市正雀終末処理施設に係る維持管理負担金及び整備負担金でございます。

節22、補償、補填及び賠償金では、し尿くみ取りから公共下水道への切りかえに伴うし尿くみ取り業者への補償金でございます。

続きまして、144ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費につきましては、その執行率は98.9%でございます。詳細につきましては、決算概要の112ページ、113ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節7、賃金では、水路やポンプ場の管理及びしゅんせつ等に係る賃金でございます。

節11、需用費では、水路やポンプ施設に係る光熱水費及び修繕料などがございます。

節13、委託料では、河原樋及び五久樋ポンプ場の管理業務委託料並びに水路台帳システム構築委託料でございます。

146ページ、節15、工事請負費では、農業水路整備工事ほか、用水側溝改良でございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、河原樋水路事業ほかの償還金負担金と神安土地改良区負担金等でございます。

150ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費につきましては、その執行率は99.8%でございます。詳細につきましては、決算概要の116ページから119ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照を願います。

その主な内容といたしましては、152ページ、節13委託料では、土木維持作業業務に係る委託料と節16、原材料費では、土木維持作業に係る縞鋼板などの補修用材料費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、日本道路協会負担金ほか3件の負担金でございます。

節28、繰出金では、公共下水道事業特別会計に対する繰出金でございます。

目2、交通対策費につきましては、その執行率は98.3%でございます。詳細につきましては、決算概要の118ページから121ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、152ページ、節11、需用費では、放置自転車等保管事務所の光熱水費と道路反射鏡の修繕料などがございます。

節13、委託料では、平成18年度から指定管理者に駐車場管理を委託しております委託料と、ほか9件の委託料でございます。

節14、使用料及び賃借料では、JR西日本旅客鉄道株式会社より借地しております千里丘駅東自転車駐車場ほか3件の土地借上料でございます。

節15、工事請負費では、交通安全対策工事としまして、道路課では道路反射鏡設置工事で、交通対策課では夜間点滅式交差点鉦設置工事でございます。

154ページ、節18、備品購入費では、交通対策課の公用車の買い替えと防犯カメラの購入を行ったものでございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、その主な内容としましては、市内循環バス運行補助金でございます。

項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費につきましては、その執行

率は98.8%でございます。詳細につきましては、決算概要の120ページから123ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、154ページ、節13、委託料では、駅前広場管理委託料、モノレール駅前広場管理委託料及び都市再生地籍調査業務委託料などでございます。

節22、補償、補填及び賠償金では、損害賠償金と仮処分担保金でございます。

続きまして、目2、道路維持費につきましては、その執行率は94.5%でございます。詳細につきましては、決算概要の122ページ、123ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節11、需用費の修繕料では、道路の維持補修を行ったものでございます。

節13、委託料では、街路樹剪定委託業務ほか4件でございます。

156ページ、節15、工事請負費では道路維持工事でございます。その主な内容といたしましては、新在家鳥飼中線ほか14路線の補修工事でございます。

目3、道路新設改良費につきましては、その執行率は85.2%でございます。詳細につきましては、決算概要の122ページ、123ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節15、工事請負費では、新在家鳥飼上線歩道改良工事でございます。

目4、交通安全対策費につきましては、その執行率は99.3%でございます。詳細につきましては、決算概要の122ページから125ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節15、工事請負費では、新在家鳥飼上線歩道段差切り下げ工事ほか3件の交通安全対策工事でございます。

節22、補償、補填及び賠償金では、千里丘三島線道路改良事業における移転補償費などでございます。

項3、水路費、目1、排水路費につきましては、その執行率は94.6%でございます。詳細につきましては、決算概要の124ページ、125ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容としましては、節11、需用費では、水路ポンプ施設に係る光熱水費及び修繕料などでございます。

158ページ、節13、委託料では、味生排水機場ほか市内各ポンプ場の設備保守点検委託や排水管及び水路しゅんせつ委託などでございます。

節15、工事請負費では、排水路改修工事ほかで、その主な内容としましては、縦井路、太中井路安全策設置工事を行ったものでございます。

節19、負担金、補助及び交付金では、番田水門内水対策負担金ほか2件の負担金でございます。

項4、都市計画費、目1、都市計画総務費のうち当部に関係いたします主なものは、節1、報酬のうち緑化推進嘱託員報酬と節7、賃金の緑化推進員賃金でございます。

160ページ、節19、負担金、補助及び交付金では、下から1行目の大阪府都市緑化協会負担金と162ページの日本公園緑地協会負担金、その下、大阪都市公園協議会負担金でございます。

節25、積立金では、緑化基金積立金でございます。詳細につきましては、決算概要の128ページ、129ページに

記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

162ページ、目3、緑化推進費につきましては、その執行率は91.4%でございます。詳細につきましては、決算概要の128ページから131ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節16、原材料費では、花いっぱい活動に対する助成で、原材料の購入及び市内花壇などの育苗用の堆肥、及び花の苗や種などの原材料や誕生記念植樹の樹木などの購入でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、摂津市緑化推進連絡会の活動に対する補助金でございます。

164ページ、目4、公園管理費につきましては、その執行率は91.8%でございます。詳細につきましては、決算概要の130ページ、131ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節11、需用費では、市内公園の電気代並びに水道料金、公園施設の修繕などを行ったものでございます。

節13、委託料では、公園などの除草清掃業務及びごみ収集業務、樹木剪定などの管理業務と、かえて公園ほか3公園の台帳整備業務委託と公園遊具点検業務委託を行ったものでございます。

節15、工事請負費では、公園施設整備工事ほか2件及び遊具の取りかえ工事3件でございます。

節16、原材料費では、公園の維持管理に係る砂場の砂、鉄板蓋や塗料などの補修用材料費でございます。

説明19、負担金、補助及び交付金では、市内94か所のちびっこ広場を管理

している70の団体に対する管理補助金でございます。

目5、都市公園事業費につきましては、その執行率は99.9%でございます。詳細につきましては、決算概要130ページ、131ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

節19、負担金、補助及び交付金では、安威川ふれあいづつみ鶴野地区整備事業に伴います鶴野水路事業償還金負担金でございます。

続きまして、176ページをお開き願います。

款8項1、消防費、目3、水防費につきましては、その執行率は99.9%でございます。詳細につきましては、決算概要の138ページから141ページに記載をいたしておりますので、あわせてご参照願います。

その主な内容といたしましては、節16、原材料費では、水防資材の備蓄を図っております。

節19、負担金、補助及び交付金では、淀川右岸水防事務組合、及び安威川ダムの建設に伴う水源地域対策特別措置法第12条に基づく負担金などでございます。

以上、土木下水道部にかかわります平成21年度一般会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 小山部長。

○小山都市整備部長 それでは、補足説明をさせていただきます。

認定第1号、平成21年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち都市整備部における本委員会に付託されております内容につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、34ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目5、土木使用料、節2、公営

住宅使用料は、市営住宅使用料と市営住宅用地使用料でございます。

38ページ、項2、手数料、目4、土木手数料、節1、明示手数料のうち都市計画道路敷地境界明示手数料でございます。

節2、優良宅地等認定手数料は、租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務手数料でございますが、平成21年度は申請件数がなかったものでございます。

節3、都市計画手数料は、用途地域証明など諸証明手数料でございます。

節4、明示証明手数料は、市営住宅駐車場の自動車保管場所使用承諾証明手数料でございます。

42ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目2、土木費国庫補助金、節1、都市計画費補助金は、耐震診断補助金と耐震改修補助金でございます。

次に、50ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金、節1、都市計画費補助金のうち土地利用規制等対策費交付金、府景観条例事務取扱交付金、耐震診断補助金、耐震改修補助金、府特定設備等安全確保条例交付金と土地区画整理事業建築行為等建築許可事務費交付金でございます。

52ページ、項3、委託金、目3、土木費委託金、節2、都市計画費委託金は、建築基準法施行事務取扱委託金、都市計画法施行事務取扱委託金ほか2件でございます。

54ページ、款18、繰入金、項2、基金繰入金、目4、市営住宅基金繰入金は、建築工事の実施時期に繰り入れ年度の変更を行ったものでございます。

62ページ、款19、雑収入、項4、雑入、目2、雑入、節1、雑収入は、都市計画課都市計画図売却収入と建築指導課建築確認申請者負担金、そして建築住

宅課入居者負担金と光熱費など負担金でございます。

次に、歳出でございますが、摂津市一般会計歳入歳出決算書の158ページをお開き願います。

詳細につきましては、決算概要126ページから128ページに記載しておりますので、ご参照願います。

款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、執行率97.8%でございます。

158ページ、節1、報酬のうち都市計画審議会委員報酬でございます。

160ページ、節9、旅費は、普通旅費でございます。

節11、需用費で、その主なものは、印刷製本費でございます。

節13、委託料は、JR千里丘駅西口エレベータ設置検討に伴います交通量調査委託料でございます。

節14、使用料及び賃借料は、電子複写機レンタル料でございます。

節18、備品購入費で、その主なものは、機械器具費の公用車両購入費用でございます。

節19、負担金、補助及び交付金のうち当部に関係いたすものは、正雀駅耐震補強補助金、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金、耐震改修補助金、大阪建築物震災対策推進協議会負担金、大阪市内地再開発促進協議会負担金、163ページの、電波障害対策施設ケーブルテレビ切替負担金ほか5件でございます。

162ページ、節23、償還金利子及び割引料の過年度分府費返還金は、平成20年度の府景観条例事務取扱交付金の一部返還金でございます。

節27、公課費は、公用車両の購入に伴います自動車重量税でございます。

目2、街路事業費では、執行率83.

4%でございます。詳細につきましては、決算概要128ページに記載いたしておりますので、ご参照願います。

節8、報償費は、景観アドバイザー委員会及び景観審議会委員の報償金でございます。

節9、旅費は、普通旅費でございます。

節11、需用費は、消耗品と印刷製本費でございます。

節12、役務費は、都市景観事業の活動に伴います保険料でございます。

節13、委託料のうち土地分筆等委託料は、市道千里丘23号線改良事業に伴います委託料でございます。

節14、使用料及び賃借料は、都市景観事業の事業支援に伴います自動車借上料等でございます。

節17、公有財産購入費は、摂津市土地開発公社より都市計画道路事業用地として先行買収を行っておりました用地の買い戻しを行ったものでございます。

166ページ、項5、住宅費、目1、住宅管理費では、執行率93.5%でございます。詳細につきましては、決算概要132ページから134ページに記載いたしておりますので、ご参照願います。

節1、報酬は、住宅管理人報酬費でございます。

168ページ、節9、旅費は、普通旅費でございます。

節11、需用費で、その主なものは、光熱水費と修繕料でございます。

節12、役務費は、住宅管理に伴います管理者賠償責任保険料等でございます。

節13、委託料で、その主なものは、昇降機保守委託料、緊急通報設備管理委託料、開発等委託料、味舌用水路改修委託料ほか7件でございます。

節14、使用料及び賃借料は、自動通報装置システム借上料でございます。

節18、備品購入費は、公用車両の購入費用でございます。

節25、積立金は、市営住宅整備基金積立金でございます。

節27、公課費は、公用車両購入に伴います自動車重量税でございます。

以上、認定第1号、平成21年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち都市整備部における内容につきまして、補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

原田委員。

○原田平委員 それでは、質問させていただきます。

まず初めに、歳入のことについてお尋ねいたします。

道路占用料が前年度より104万7,430円の減となっております。この具体的な内容等についてお教え願いたいと思います。

続きまして、これも毎回ご質問申し上げているわけですが、市営住宅の使用料、家賃であります。収入未済額は620万1,030円ということで、なかなか収入未済額は減少しない状況にあるわけで、どのような取り組みをされているのか、お尋ねいたします。

雑入で損害賠償保険金として2,568万5,756円の歳入であります。内訳等についてお尋ねをいたしたいと思っております。

51ページの府補助金として防犯カメラ設置補助金が360万円ありますが、どのような内容になっているのか、お尋ねいたします。

歳出のほうでございますが、147ページの土地改良事業団体連合会の負担金として8万円があります。この団体への加入の状況ですか、そういったものとあわ

せて神安土地改良区の負担金1,780万4,320円とのかかわり等について、詳細な説明をいただきたいと思ひます。

続きまして、水路しゅんせつ賃金として172万8,000円の執行であります、この内訳について、お尋ねをいたしたいと思ひます。

電波障害対策施設ケーブルテレビ切替負担金として2,436万円の執行であります、この内訳についてお尋ねいたします。

国の経済対策等でお出されました橋りょうの調査事業でありましたが、決算概要の中で、橋りょう長寿命化修繕事業として735万円、36橋の事業であります、これについての内容あるいは内訳、検証等についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

続きまして、摂津市の既存民間建築物耐震診断補助金として76万5,000円の執行であります、これも内訳をお尋ねいたします。

続いて、耐震改修工事の負担金として71万7,000円、これも内訳をお願いいたします。

続いて、狹隘道路の整備事業として執行率36.8%で、整備助成金として116万4,000円の執行であります、状況等についてお尋ねいたします。

そして、交通安全対策で日ごろ取り組んでいただいております市内の交通安全対策として、市内の信号機の設置が随時されてきておるわけではありますが、これについて、地元からの要望等もかなり出しておるといふふう聞いております、その設置要望と設置の状況について、お尋ねいたします。

市道千里丘三島線の拡幅事業の状況について、お尋ねをいたします。

新在家鳥飼上線の道路整備事業費とし

て6,846万1,854円の執行であります、これについて、内訳等についてお尋ねいたします。

先ほどもご説明がございましたが、安威川ダムの水特法第12条の負担金として599万4,000円の執行であります、経過と、そして今後の見通し等について、お尋ねをいたしたいと思ひます。

市内の交通アクセスで路線バスがございありますが、これについて、何か所かバス停の要望等、日よけの設置、あるいはベンチの設置等が要望として市民から多く出されております、この設置状況あるいは取り組みについて、お尋ねをいたしたいと思ひます。

市内のいわゆる交通マナーを守っていただくということでの交通指導業務委託料807万7,230円ありますが、検証をどのようにされているのか、お尋ねいたします。

続きまして、道路反射鏡の定期修繕業務として819万円ありますが、これについてお尋ねをいたしたいと思ひます。

続きまして、自動車駐車場の使用料として3,459万9,200円の歳入であります、歳出とのかかわりでお尋ねをいたしたいと思ひます。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 5番目にご質問いただいた下水道業務課にかかわるものについて、ご説明をさせていただきます。

土地改良事業団体連合会負担金でございますけれども、これは市町村土地改良区農業協同組合など128団体を会員とする法人でございます。

その目的は、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、その共同の利益を増進することとなっております、具体的な活動としては、会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導や援助、情

報の提供、調査・研究などが行われております。

神安土地改良区の負担金でございますけれども、大きく三つございまして、一つは、神安土地改良区の事務費や事務所費など経常的な経費を受益面積に応じて負担している経常賦課金というのがございます。さらに水路の維持管理負担金がございます。そして、本市の場合は、冬期における悪臭対策や防火用水として利用するために、冬期に水路の送水をしてもらっています。こういった大きな三つの負担金がございます。

それぞれの内訳でございますけれども、経常賦課金につきましては、トータル額で115万7,920円となっております。それと、排水施設の維持管理負担金につきましては、トータル額が1,444万700円となっております。冬期送水維持負担金につきましては、220万5,700円となっております。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 まず、水路しゅんせつの172万8,000円の内訳ということでございますけれども、このしゅんせつは、地元水利組合におきまして年1回か2回、農業用水路のしゅんせつ活動をしていただいております。1人当たり3,000円を支給させていただいております。

21年度は15地区の活動で行っていただいております。総人数で576人、金額にいたしまして172万8,000円の支払いをさせていただいております。

この576人の内訳でございますが、一津屋地区で48名、小坪井地区で12名、鳥飼上地区で77名、鳥飼中地区で21名、竹の鼻地区で6名、別府地区で125名、鳥飼八防地区で28名、正音寺地区で10名、市場地区で13名、ま

た、合わせて正音寺と庄屋と一緒にしていただいておりますが、そこでは7名、味舌下地区で47名、鳥飼下地区で121名、鳥飼和道地区で36名、西別府地区で18名、合計576名でございます。

続きまして、安威川ダムの経過と今後の見通しでございますが、昨年12月に、国は、できるだけダムに頼らない治水へと大きな政策転換を行っております。この国の動きに対しまして大阪府は、安威川ダムに係る府民の生活再建築についてしっかりと取り組みまして、新たな基準に沿った個別検証の対象とすることから、その動向を見きわめた上で執行時期等を判断すると聞き及んでおります。

大阪府は、安威川流域ではダム以外の方法を思いつかないので、国の検証に先駆けまして、大阪府としては独自の検証を実施してまいります。

その実施方法でございますが、2月18日から、大阪府河川整備委員会検討部会を4回開催されております。その内容でございますが、今後の治水対策の進め方について審議されております。

続きまして、5月19日からでございますが、大阪府河川整備委員会を8回開催されております。そのうち2回にしましては、安威川ダムの治水目標及び治水手法について審議されております。その結果、安威川の治水方法については、決定には、残念ながら今のところ至っておりません。今後も引き続いて議論し、最終的には知事が判断されると伺っております。

続きまして、負担金の関係でございますが、安威川ダム周辺の整備にかかります費用の持ち分を負担するというところで、大阪府を含めまして、流域関係市でございます大阪市、吹田市、高槻市、摂津市、茨木市で負担をしておりますが、この負

担の総トータルでございますが、17億8,800万円でございます。そのうち摂津市の負担額でございますが、9.99%の率で、1億7,862万1,000円を支払っております。これからもあわせて支払う予定でございます。平成21年度までには8,411万6,000円を負担いたしております。

それと以前、安威川ダムより利水の徹底に伴いまして、大阪府の府営水道が負担しておりました負担額につきましては、平成22年度からは、大阪府が支払うことで話になっておりますので、今後、その部分に関しての摂津市の負担額は、変更ございません。

○山本靖一委員長 大田次長。

○大田都市整備部次長 それでは、耐震診断・耐震改修事業についての内容について、ご説明申し上げます。

本市は、耐震診断・耐震改修を受けられる対象は、昭和56年5月31日以前に建築された木造一戸建て住宅であります。

費用につきましては、耐震診断については、診断費用5万円のうち9割、4万5,000円を補助いたします。市民の方の負担は、5,000円となります。その補助の負担割合は、国が4万5,000円のうち45%、大阪府が4万5,000円のうち27.5%、市が4万5,000円のうち27.5%となります。

なお、平成21年度の診断件数は17件×4万5,000円で76万5,000円となります。

次に、耐震改修事業についてでございますが、耐震改修補助は平成20年6月よりスタートし、その補助の割合は、耐震改修工事費用の一般は15.2%、低所得者、これは世帯所得256万8,000円以下の場合には23.0%で、限度

額は60万円であります。

耐震改修の受け付けは、平成21年度は2件であります。

耐震改修の工事の内容については戸々に異なっておりますが、耐震診断により構造評定1.0未満と診断されたものを1.0以上高める工事、または0.7未満と診断されたものを0.7以上に高める、かつ従前より0.3ポイント高める工事を耐震改修技術者が作成した耐震改修計画に基づいて行う工事であります。

主な工事につきましては戸々に異なっておりますが、壁の補強、金物その補強で一部屋根の葺き替えをされた方もおられます。そういうことで2件であります。一概に限度額いっぱい、改修工事費用によってパーセンテージを掛けたものが、今回の件として71万7,000円の内訳となっております。

○山本靖一委員長 新留課長。

○新留都市計画課長 まず、電波障害対策施設ケーブルテレビ切替負担金の内訳にということですが、この負担金につきましては、駅前再開発のフォルテ摂津に伴います電波障害対策施設のケーブルテレビへの移管の負担金を4年分割でお支払いしているものでございます。

事業内容につきましては、対策世帯が569世帯、電波障害対策施設設置工事費用、それから施設の維持管理費用に係る負担金でございます。負担金の総額が1億173万4,500円を20年度から4年分割払いで行っておるものでございます。

経過につきましては、フォルテ摂津の老朽化した電波障害対策施設をケーブルテレビに切りかえを行ったというものでございます。

市の電波障害施設は平成2年に設置されておまして、設置後、18年が経過

しておりました。施設の耐用年数は20年と聞いておりますが、10年経過時点で通常は大規模改修が必要であります、これも実施していない状況でありました。我々としては、施設の老朽化に対して切りかえを行ったものでございます。

それから、新在家鳥飼上線の買い戻し用地の内訳についてでございますが、この買収の経過につきましては、平成4年10月に、公有地の拡大の推進に関する法律、いわゆる公拡法によりまして、土地の買い取り希望申し出が出されました。都市計画道路新在家鳥飼上線整備用地として、摂津市土地開発公社により先行買収を行ったものでございます。

買い戻し用地の内訳でございますが、新在家1丁目49の5番地、面積が179.73平方メートル。買い戻しの内訳でございますが、用地代が5,455万6,503円、利息代が1,390万5,351円、合計6,846万1,854円でございます。

○山本靖一委員長 林課長。

○林建築住宅課長 決算書34ページの公営住宅使用料収入未済額について、減少しない内容についてご答弁させていただきます。

平成21年度の収入未済額は620万1,030円で、内訳につきましては、住宅使用料が13件、607万3,030円と、駐車場7件、12万8,000円あります。

家賃13件の内訳は、21年度、いわゆる現年度のものが9件、149万5,400円で、20年度以前の過年度分は457万7,630円で4件でございます。

駐車場はすべて現年度のものとなっております。

減少しない理由につきましては、もと

もと市営住宅入居者は、一定の収入基準以下の人たちを対象とした住宅ですから、生活基盤が弱く、最近の経済情勢や収入の減少や、中には破産や失業する入居者も見受けられるような状況となっておりますので、市営住宅の収入未済額が減少しない一つの理由となっておりますので、ご理解賜りますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○山本靖一委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 まず、一番最初に、歳入の件でございます。

平成21年度決算額における道路占有料でございますが、昨年度に比へまして約104万円減収となっているということでございます。

平成20年度につきましては、関西電力などからの占有物件、電柱などの占有料としまして、9,652万2,990円で、建築工事に伴う仮囲いなど、一時占有物件として185万6,180円という形で、合わせて9,837万9,170円の歳入がありました。21年度は、関西電力のほうなどから占有料が9,710万6,140円、建築工事に伴う仮囲いなど一時占有料が21万5,600円という形になりまして、定額の占有料につきましては59万円ほど増加しておりますが、一時占有という仮の囲いという占有料等が160万円の大きい減となりました。トータルではこれが大きい減で、約104万7,000円の減額となっております。

次に、損害賠償保険、歳入でございますが、2,568万5,756円ということあります。

これの内訳につきましては、これは皆さん御存じのように、正雀駅前市道から女性が転落したと大阪高等裁判所が認定いたしました事件におきまして、その

和解請求に向けた和解金、それと訴訟に係る費用で、この合計で2,568万756円の保険金が社団法人全国市有物件共済会から補てんされたものです。

その内訳としましては、保険金として和解金2,000万円、それと弁護士に係る第1審、第2審の着手金、報奨金、それと証書等の諸経費、これが568万5,756円、合計2,568万5,756円。ただ、これにつきましては、和解金の額が2,050万円とされておりまして、私どもの保険から2,000万円だということで、諸経費につきましても案分されて、568万5,756円という形で認定されております。

その次でございます。橋りょう保守点検ということでございます。

これは補正予算ということで議決をいただきまして、私どもは業務を12月に発注しておりました。この委託金額が735万円です。株式会社アスコが請負でございます。

委託の内容につきましては、市が管理しております橋長10メートル以上の橋、36橋につきまして、簡単な機械による打撃といいますか、たたくような簡易な点検を実施しております。

この点検の結果によりますと、私たちが管理しておる36橋につきましては、それぞれ橋の健全度というものを判断しておりました。良好という形で報告が上がっております。

その次、狹隘道路の助成金の関係でございます。

毎年、この助成という形で私どもは使っていただきたいという形で予算を計上しております。しかしながら、この21年度に要望があった建築確認申請で事前協議されている件数が6件、そのうち交付に決定できる件数が1件でございます。

ただ、この1件につきましても、この21年度に家が竣工しまして、支払いを請求されたことはございません。それであと1件の116万4,000円という金額といいますのは、20年度に工事が行われて、21年度に完了したという形で請求されたものの1件分でございます。これが116万4,000円という形の請求で支払っております。

千里丘三島線の進捗状況ということでございます。

私ども、千里丘三島線の改良工事につきまして、建物の調査業務ほか3件の手数料という形で1,418万2,350円を支払っております。これにつきましては、まず建物等調査、支障物件の調査という形を2件発注しております。公有地取得に係る不動産の調査、用地分筆施設調査測量図作成の業務という形で1件、合計四つの委託を発注している状況でございます。

次に、ミラーの修繕、定期修繕の内容でございます。

これは平成20年度に実施しました、私ども職員による道路反射鏡点検に基づいて、補修修繕計画を立てて実施しております。道路反射鏡というのは、一般に耐用年数が10年ということもございまして、その安全性の確保や機能の回復を目的として、順次、古いものから、危険なものから補修をして、取りかえをやっていくところでございます。

21年度は、20年度の調査結果を反映させ、緊急補修が必要な箇所、早期に修繕せないかん箇所、老朽化で鏡の写りが悪い箇所、それを総合的に含めまして、機能を果たしていないものと危ない箇所43基、それを補修しております。

○山本靖一委員長 山本課長。

○山本交通対策課長 原田委員のご質問

にお答えさせていただきます。

府の補助金で防犯カメラ設置補助金360万円の内容ということでございますけれども、府民の安全で安心な暮らしの実現に向け、全国ワーストワンである街頭犯罪認知件数を減少させるため、大阪府において、平成21年8月20日に、大阪府街頭犯罪多発地域防犯カメラ設置補助金の交付要綱が施行されたことに伴いまして、同補助金の交付を受け、防犯カメラ13台を購入したものでございます。

今回の補助金による防犯カメラの設置場所といたしましては、千里丘東自転車駐車場に6か所、モノレール南摂津駅前の第1自転車駐車場に5か所、同じく第3自転車駐車場に2か所の、合わせて13か所設置しております。

交通安全対策として、市内の信号機の設置要望の状況ということでございますけれども、新在家鳥飼上線でありますとか、府道沢良宜東千里丘停車場線、正雀一津屋線などの信号設置を毎年要望してございますけれども、平成20年、21年につきましては、設置が見送られたものでございます。

市民要望としての路線バスの日よけ、ベンチの設置要望についてでございますけれども、バス停での日よけとベンチにつきましては、現在におきまして設置されているバス停も何か所かございます。しかしながら、合法的でない形状で設置されておりますものも存在するのは事実でございます。

設置についての考え方でございますけれども、道路構造令では、歩道幅員を2メートル以上と定められております。路上施設を設ける歩道の幅員につきましては、ベンチの上屋、日よけを設ける場合にあっては2メートル、ベンチを設ける

場合にあっては1メートルを加えて適用すると定められております。したがって、ベンチを設置する場合には3メートル以上の歩道幅員が必要となるものでございます。

また、ベンチの上屋、日よけを設置する場合には、4メートル以上の歩道の幅員が必要となってまいります。

現在、路線バスが運行しております路線の中には3メートル近い幅員があるところもございますし、ベンチあるいは日よけが設けられている場所も現実ございます。その中で合法的でない施設もあり、合法的でないならば撤去という話もございますが、利用されている方の声だとか利便性も影響し、残存されているものでございます。

ただし、経年変化によりまして、老朽化により危険な状況となった場合には撤去された経緯もございます。

交通指導業務委託料についてでございますけれども、違法駐車追放事業の交通指導業務委託料につきましては、摂津市の違法駐車等の防止に関する条例に定める重点地域及び重点路線における違法駐車防止のための助言・啓発活動や鳥飼地域における迷惑駐車等防止啓発活動及び市民に子供の見守りと安全・安心なまちづくりに対する啓発を目的とした業務を委託しておりまして、今年度から3カ年で2,513万1,000円として債務負担行為を行わせていただいております。22年度当初予算では、836万9,000円を計上させていただいているところでございます。

自動車駐車場使用料についてでございますが、フォルテ摂津の自動車駐車場が3,222万4,850円、モノレールの摂津駅前の自動車駐車場が54万3,950円、同じく南摂津駅前の自動車駐

車場が183万400円、合わせまして3,459万9,200円の歳入となっております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 市営住宅の使用料であります。依然として改善が見られていないという状況であります。そういう中で、先ほどの説明の中で、破産者ということをおっしゃったように思っておりますが、これについて、実際に収入未済額の部分がいただけるのかどうか、こういったところが無理ならば無理ということで、何とか処理をしていかなければ、いつまでもこの数字が残ってくるということですので、そういった考え方について、再度、お聞きをいたしたいと思っております。

防犯カメラの設置状況であります。ひったくりなどの犯罪を防ぐということで13台分をいただいたわけですが、すべて自転車置き場に設置をされて、本来ならば、例えばひったくりの多発する箇所とか、そういったところに対しての設置をしなければならぬというように思うわけであります。再三、こういった補助金が出るわけでないのでありますが、特にこれまでに非常に危険、あるいは暗いとかいろんな状況があって、ひったくりの場所となっているようなところが何件かあったように聞いております。その状況で、やっぱり防犯カメラの設置をそういったところにするというのが目的だというように思っております。必ずしも自転車置き場に設置をするというだけが、そういったひったくりの犯罪防止につながるとは考えられませんので、そういったところをもう一度ご見解をいただきたいと思います。

土地改良事業団体連合会負担金8万円です。128団体ということで、これは通称土改連と言われている団体で

ありまして、この団体は、特に今、問題になってきておりました。解体という方向にも進んでいるように聞いておられるわけでありまして、この負担金のあり方について、もともと神安土地改良区が加入すべき団体でありまして、単一的に市町村が加入するということについてはいかがなものかというふうに感じます。

そういった意味で、摂津市は、先ほどご説明いただきました神安土地改良区のこと、これを見れば、やはりその中の負担金として1,780万4,320円の中に、そういった負担金が含まれているというように思います。

神安土地改良区が加入するということであれば理解をいたしますが、市がそういうことに加入しなければならないということについて、再度ご説明をいただきたいと思います。

水路のしゅんせつ賃金でございますが、水利組合15地区ということで576人の執行であります。

聞きますと、これは個人への賃金支払いということになっております。しかしながら、実態につきましては、それぞれの組合等に賃金が支払われているわけでありまして、特に一津屋地域について一例を挙げますと、48人の支払いという答弁でありました。実際は120人余り出しておられまして、そういった中で賃金を受けておられる方が受領印を押してちゃんと書類をつくらなければならないということになります。残された方々については、もらっておられないということでありまして、それにはやはり賃金でございますので、わずかなりとも所得税をかけるなければならないと、こういうような状況があるわけでありまして。

そんな状況で、この水路のしゅんせつ賃金のあり方を変えなければいけないと

いうふうを感じるわけではありますが、その辺について、再度、お聞きをいたしたいと思います。

それから、電波障害の対策であります、これは近く迫ってまいります地上デジタル放送とのかかわりはどうなのか、あるいはもうこれでケーブルテレビの切替負担金で終わっていくのかどうか、そういったところについての再度のご見解を賜りたいと思います。

橋の点検の委託であります、目視、たたき等で強度は大丈夫だろうというような簡単な調査というように私は受けたわけではありますが、この36橋に対しまして、1橋当たり平均20万円の支出になるわけであります。それで、735万円の支出でこういった点検でいいのかどうか、私はちょっと不可解に思うわけでありまして、本来はもう少し橋脚の強度とか、あるいはかかっている橋りょうが十分に耐えられるか、そういったこともやっぱり考えなければならぬというように思うわけではありますが、これについて、再度、ご説明いただきたいと思えます。

なかなか進まない民間の耐震診断、あるいは耐震工事の状況であります、私も、口頭で前に申し上げておりました危険な住宅がたくさんございます。そういったところについて、市のほうから、こういう制度がありますので、ぜひ受けていただいで、耐震工事をやっていただけないでしょうかというような取り組みも、すべてとはいかないと思うんですけども、危険な建物ということで、大体、市のほうで把握をされているというように思うわけではありますが、そういったところについて、やはりやっていかななくてはならないというように思うわけではありますが、そういう考えについて、再度、

お聞きをいたしたいと思えます。

同じく狹隘道路の整備事業であります、1件あったということで、市のほうでこれまでに、地域のほうで道路が狹隘ということで、問題が発生をして、市のほうも困っておる状況が市内に何か所かあるというふう聞いております。そういう中で、市が積極的にそういう箇所を抽出して、あるいは選んで、そういったことに積極的に協力をさせていただきたいということで、前向きな取り組みをしなければ、言ってこられたら補助金を出さんと、助成をするんだと、こういう考えではなく、市内のそういう道路の問題で、いざこざ、トラブル等が起こっているところについて積極的に取り組まなきゃならないというように思うわけではありますが、これについての再度の考えを聞きたいと思えます。

市内の信号機の設置、21年度は摂津市はゼロであったということであります。

何年か前の私のほうでご質問を申し上げて、要望しておきました大阪府道高槻線の歩行者の安全対策に関して、府道に並行して、信号機が設置されている箇所、横から入る道路について、歩行者の信号機が設置をされてない箇所は、たしか13か所だったと思うんです。特に鳥飼下の、つくし園の入り口、あるいはもう一つ、一津屋等3か所ほどの交差点は全くそういうものが設置をされてない非常に危険な状況でありまして、何回か事故も起こっておるように聞いております。そんなところに設置をしていただきたいというふう思うわけではありますが、取り組みの状況をもう一度お聞きしたいと思えます。

市道千里丘三島線の拡幅事業、ぜひともひとつ力を入れて、目標どおりに事業が遂行できるように、さらに取り組んで

いただきたいということを、これは要望しておきたいと思います。

新在家鳥飼上線の道路整備事業費として6,846万1,000円余りの用地の買い戻しをされたわけではありますが、多くの議員からこの場所の拡幅整備を凶ってほしいという要望もたくさん出ておりますし、私どもの要望した経過がございますが、いよいよこの箇所は市の用地となったということでありまして、179平米、わずかでございますけれども、さらにその隣接する東側の土地もわずかでございますが、これも買収をして、そして新しくできた市道に接続をすれば、かなりの距離延長の道路整備ができる、これはやはりやらなければならないというように思うわけではありますが、これを機に、そういった取り組みをしていただきたいというように思うわけではありますが、この考えをお聞きいたしたいと思います。

安威川ダムの負担金のあり方について、今、市のほうの段階では、これ以上のご答弁は無理だと思っておりますが、やはり今後、どういう形でそういったダムの事業が推移をしていくかということを注視しながら、本市のあり方、あるいは治水のあり方等、しっかり方向性を出していかなければいけないと思っております。

特に、本市は安威川の下流地域にありますし、危険度も非常に高いということでもありますので、再度、堤防ができない場合については、安威川の堤の補強なり、あるいは川底のしゅんせつ等で水位を下げると、そういった努力もやっていかなきゃならないというように思うわけではありますが、そういった取り組みを、これは要望しておきます。

バス停の日よけ、ベンチ設置ですが、これは基準を述べられまして、2メートル以上あるいは3メートル余りの幅員が

なければできないということでもあります。茨木市のほうに行って調べてまいりました。そうすると、そういった幅員が十分確保されておられないにもかかわらず、きちっと日よけとベンチが設置されています。これは多分、市とバス会社で協議をされて設置をしておるんだと思っておりますが、本市において、特に私どものほうへ要望が来ておりますのは、摂津警察署の鳥飼上方面行き、ふれあいの里方面行きのバス停が非常に幅員もあるわけでありまして、ここにぜひそういったものを設置してほしい。病院で治療を受けて、お薬をもらって、いざ帰ろうとしたときに、まだバスが少しおくれてきて、約五、六分おくれてきたと。早めに行っておって、約10分ほど立ちっ放しで、非常に暑い時期に大変だったというふうな話を聞いて要望されておられるわけではありますが、そういったところが何か所かございまして、ぜひこれは設置をしていただきたいと思うわけではありますが、その取り組みの決意をお聞きをいたしたいと思っております。

交通指導業務委託料で807万円の支出でありまして、これは予算委員会でもお聞きをいたしまして、さらに第4次の行財政改革実施計画の中に、これは廃止という方向でしていこうということで打ち出されておりますが、債務負担行為等によりまして3年間継続をして事業を進めるということでもあります。途中で変われば契約を破棄して方向性を変えたいということでありましたが、この行財政改革の継続実施からも見て、事業のあり方というのは再検討すると、必要であろうということでもありますので、所轄の警察との協議も必要だろうと思うわけではありますが、こういったことについて、再度、決意だけ聞きたいと思っております。

道路反射鏡の設置であります。81

9万円で43か所、平均19万465円
であります。新しく設置をいたしますと、
314万円で19か所設置をされまして、
そうしますと、修繕のほうが新設する額
よりも高い。新しく設置するほうが安い。
これはもう修繕する必要はないわけです。
やはり傷んだカーブミラーは直さなきゃ
ならないというわけではありますが、これ
では、例えば支柱が傷んでおって、ミラー
等が使えるならばミラーを使う。あるい
はミラーが割れておって使われないから
支柱だけは使うとか、いろんな方法はあ
ると思うんです。

ところが、修繕業務のほうが新しく設
置するよりも高いということでは、これ
は考え直さなきゃいけないと思うわけ
です。課長の見解を聞きたい。

フォルテ摂津の駐車場の使用料の問題
であります。3か所合わせて3,45
9万9,200円あります。維持管理
として3,459万9,000円に対し
てかかっている費用が4,096万5,
700円あります。この差額は約60
0万円ほどですね。駐車場を経営して6
00万円ほど赤字なんです。こんな状況
では考え直さなきゃならない。

やっているけど、毎年600万円ほど
赤字やということでは、この事業は検討
し直さなきゃならないと思うわけであ
りますが、これについてのお考え等につ
いてお聞きをいたしたいと思えます。

○山本靖一委員長 堀課長。

○堀土木下水道部参事 それでは、まず
一番最初の橋りょう保守点検でござい
ます。

先ほど委員がご指摘されましたように、
橋りょうを維持管理していくには耐荷力
とか耐久性、それも考えなければいけ
ないということでございます。

これはもちろん私どものほうは、早期

に現場を調査して、橋を常に良好な状態
に保って、交通の円滑、安全の確保が第
一の目的だと思っております。

今回の定期点検、これは参考にしてい
る大阪府の橋りょう点検要領に準じた点
検を行ったわけでございます。この中で、
ご指摘のように、亀裂とか危険な状況が
発見されるともう一つ精密な詳細調査と
いうのをやることになっております。

こうした調査点検の結果はデータとし
て保存をし、基礎資料としまして、次に
考えておりますのは、私ども、今、既設
の橋りょう36橋とありますが、なかな
か実例はありませんが本当に長期的な展
望をもって、落ちたら直す、壊れたら直
すのではなくて、寿命をもう少し伸ばし
ていこうという長寿命化策定計画、そこ
に取り組んでいきたいと考えている次第
でございます。

これにつきましては、今、こういうデー
タを集めまして、今は資料をつくってい
きたいと考えている次第でございます。

あと狹隘道路の助成につきましては、こ
れも余り進んでないような状況だとい
う形でございます。

私どもはこの狹隘道路助成度を採用し
た折は建築確認が出されております。そ
のときに私どもは一方的に後退してく
ださい、後退してくださいということで、
なかなか道路用地の確保はできなかった
と。それに対して、私どもはそれ以上
に側溝の整備まで申し入れるのは難しい
こともございまして、私どもはその代償
といいますが、一つお助けという形で助
成制度を考えたいわけでございます。

現在、私どもこの助成の制度を対応し
ているものにつきましては、建築確認申
請に伴った個人が居住されている家屋等
に対する助成という形でやっております。

私どもが6件協議を受けておりますが、

皆さん、できないという形ではなく、自主管理でもしていただけると。そういう形でご検討も進んでおりますので、この協議を受けた内容で側溝とか拡幅の整備が進まなかったという状況はございません。こういうことも受けまして、私どもそういう個人に対する助成という形で協力していきたいという考えでございます。

カーブミラーの新設より修繕のほうが値段が高いというご指摘について。これにつきましては、私がここに来て10年以上ありますので、当初担当しましたのがカーブミラーの補修とかを担当したわけでございます。そのときにいろいろ見てきますと、もう10年以上のカーブミラーはたくさんあります。例えば、20年度に点検しまして、やっぱり倒れそうになったのをとりまして、もう10年以上経過をして、全然修理をしないもの、その辺が数多く占めております。こういうミラーにつきましては、根もとはもちろんですが、ミラーの変形、写りの悪さが出ている。根もとと同じように傷んでいる状況です。そういう形もありますので、今回は全部取りかえた次第です。

原田委員がご指摘のとおり、やっぱりできるものは残して流用しないといけないという考え、その観点に当然立っているところでございます。今回、二、三年かかるのは、やっぱり昔の古いミラーがございまして、器具、金具、鏡も傷んでいるという形で、安全性の面から市民目線の上から全部取りかえていきたいと、そう考えております。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 土地改良事業団体連合会に市として会員となる必要があるのかというご質問ですけれども、先ほども言いましたように、土地改良事業団体連合会というのは、128団体、会員

の共同の利益の増進という大きな目的がございまして、そのために技術的な指導、援助、情報の提供等が行われております。

神安土地改良区の負担金といいますのは、神安土地改良区の個別の事業に対する負担金でございまして、その事業内容はもちろん違うわけでございます。

大阪府で申しますと、42市町村すべてが今現在、大土連の会員となっております。仮に、そういった市町村が抜けた場合に、土地改良事業団体連合会の目的であるさまざまな技術的な指導・援助、こういった活動が成り立つのかどうか、今、はっきりとわかりませんが、仮にそういったことが成り立たないとすると、土地改良事業への影響、ひいては市町村への影響というものも考えられるのかなとは思っています。

脱会するかどうか、これはそういった本市への影響ということも十分考慮しなければならぬと思っております。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 しゅんせつ賃金につきまして、2回目のご答弁をさせていただきます。

一津屋地域の9自治会と地元企業とで構成されております水路を守る会、この守る会は、本年度の2月14日に発足しております。その水路を守る会で、4月25日、125名の参加で水路の清掃を実施していただいております。

水路のしゅんせつ賃金は、元来、清掃を実施する前に、地元水利団体の代表の方に市役所にお越しいただきまして、実施日の人数と場所を報告していただき、予算の範囲内で実施をしていただいているのが実態でございます。

実施後は、清掃活動をしていただいた方々の住所、氏名、押印をした書類をい

ただきまして、金額を水利団体の代表の方にお支払いしているのが実態でございます。

ただいま原田委員がおっしゃいましたとおり、今後の支払い方法につきましては、地元水利団体の方々と協議を重ねまして、いい方法に向けたらいきたいなという考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 林課長。

○林建築住宅課長 市営住宅の使用料の収納率の改善が見られないのかという点、あと破産者の収納未済者の取り扱いについてでございますが、収納率の改善策につきましては、具体的には3点で対応しております。

1番目といたしまして、2か月未納の対象者に督促状を郵送せず持参し、督促をしても納付されないときは催告書を持参し、直接訪問しています。不在の場合は、後日、電話するなどし、できるだけ滞納額が少ないうちに徴収することを徹底し、また未済理由の確認に努めております。

失職等で今後、滞納の恐れがある場合などにつきましては、誓約書の提出をしてもらっております。

2番目といたしまして、滞納の常用者には分納の誓約書の提出をもらっています。過年度の場合、すべての滞納者に誓約をとっています。断ると電話催告をする。それでも納めないときは、住宅明け渡しをする旨の催告書を送付しています。

生活扶養者には、福祉担当者と連携し、受給者から住宅扶助分1か月分の家賃を差し引いて家賃を充てる代理納付をことし8月より行っています。

また、催告の工夫、通常様式の催告とは別に滞納者各々の事情を文書に盛り込

み、個別対応の催告書の送付もしております。

また、破産者につきましては、借金についての破産宣告をされたものでありまして、幸いなことに、市営住宅の家賃につきましては債務を放棄されていませんので、過年度分より、少額ではございますが、順次、納付していただいているような状況でありますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○山本靖一委員長 新留課長。

○新留都市計画課長 電波障害の件でございますが、地上デジタル放送とのかかわりはということと、負担金がこれで終わるのかということだったと思いますが、現在、地上デジタル放送は放送されておりますが、市では電波障害を受けておられる方々の現在のチャンネル2、4、6、8、10、12について対策を今回、行っているということであります。

ですから、それ以外の放送を個人の方が見られるということであれば、当然、有料契約して見ていただくという形になります。

それから、ケーブルテレビにもう既に20年度に切りかわっておりますが、市の管理のほうは20年度から管理はしなくてよく、ケーブルテレビへの移管に切りかわっております。

それから、新在家鳥飼上線の用地の買い戻しをしたところで、今後、これからさらに歩道整備もされていない隣接する東側を買収して整備を進めていけばいいのではということであったと思いますが、新在家鳥飼上線の歩道整備につきましては、周辺の開発状況から、歩行者や自転車利用者の安全を考えると、できる限り早い時期に都市計画道路として整備する必要があると考えておりますが、本市の財政状況から、市単独費での取り組み

は非常に難しい状況であります。市としましても、都市計画道路として整備の必要性については、交通安全対策上、必要と考えておりますが、市内にも、ほかにも整備を必要とする箇所が多数あることから、整備につきましては、本市の財政状況を勘案する中で、市の全体像を踏まえまして、道路の安全対策の位置づけの中で取り組んでまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 山本課長。

○山本交通対策課長 防犯カメラをひったくり防止の多い箇所や危険度の多い場所に設置したらどうかという問いでございましたけれども、おっしゃるとおりだと思います。

ただ、交通対策所管でございますので、施設ということになってしまいます。JR沿いの千里丘東の自転車駐車場並びにモノレールの南摂津駅の下の自転車駐車場、そこに付けることによって、そこを通られる方、駅利用者の方の通行によるひったくり等の被害を抑止できるんじゃないかということで、今回、施設のところに付けさせていただきましたので、ご理解賜りますように、よろしく願いいたします。

それと信号機でございますけれども、大阪高槻線沿い、大阪高槻線と並行した信号機、歩行者灯器のない場所が多いということでございましたけれども、私どもも鳥飼下のつくし園の場所は、警察にも要望はいたしておりますけれども、まだ現在になっておらないという状況でございます。

信号機を設置するときに、車両灯器で信号を確認できる場合や交通量の少ない場合といたしますのは、府道に対しまして横からの市道部分、そこからの交通量の少ない場合は、歩行者灯器は設置してい

ないというような回答もいただいております。しかしながら、現在、信号機の設置されている交差点で、横断歩道があり、歩行者灯器が設置されていない箇所につきましては、歩行者灯器の設置要望があれば、調査をした上で設置しているケースもあると聞いておりますので、引き続き要望もしてまいりたいというふうに考えてございます。

それと、バス停の日よけ、ベンチでございますけれども、ご指摘の摂津警察署前、医誠会病院前の千里丘方面行きの北行きバス停には、歩道外の民地側にベンチを設置されております。鳥飼方面行きの南行きにつきましては、バス事業者といたしましては、バス停での乗降時の支障や通行幅員などの検討、その他のバス停の整合もあることから、検討中ということでございますけれども、なかなか困難な状況かと思われま

す。先ほど申しましたように、歩道幅員2メートル以上で上屋、日よけをつけるとなると4メートルということにもなってしまいますので、茨木のほうで設置されている状況もあると先ほどお教えいただきました。道路の占用許可だとか警察との兼ね合いもありますし、バス事業者の、先ほど申しました費用面だとかいうこともございますので、要望はしてまいりたいと思っておりますけれども、幅員関係でちょっと困難なのかなというふうには考えております。

交通指導員の業務委託についてでございますけれども、平成21年度までにつきましては、1年365日の内、年末年始とお盆休みを除いた三百五十数日をパトロール等の活動を行ってございましたけれども、今年度、3カ年で債務負担行為をいただきましたけれども、事業委託業務仕様の見直しを行わせていただい

ります。それによりまして、3カ年で1,547万9,100円で交通指導業務委託の契約を締結いたしております。22年度単年度では、515万9,700円となっております。320万9,300円の削減が図れたものでございます。

フォルテ摂津の駐車場の使用料でございますけれども、駐車場使用料の歳入につきましては、近年、減少傾向にあることは十分認識してございます。

その一つの理由といたしまして、駅周辺に設置されました1日最大500円であるとか1,200円までが多うございますけれども、コイン式の一時駐車場が増加したことも大きな原因であるかと思っております。ただ、この料金につきまして、市も同じように安くするのかということにもなるかと思っておりますけれども、追随してデフレをあおるような料金設定も好ましくないと考えておりました。周辺の民間駐車場の料金同等もしくは少し高目の設定を念頭に入れた検討も必要かと考えておるところでございます。

○山本靖一委員長 大田課長。

○大田都市整備部次長 診断、改修が必要な危険な建築物についての考え方がありますが、まず耐震改修していただくには耐震診断をまず受けていただくかなければなりません。その対象となるのは、現に居住している方が診断補助の対象とさせていただきます。ですから、改修するには診断を受けていただくかなければならない。その申請が少ないというのは、理由としては、借家が多いと思っております。

それで、そういう市民の方、持ち主の方のPRについては、年2回、広報もしくは3月に消防が行っております防火フェアに耐震診断コーナーを設けさせていただいております。また、公民館などで防火フェアとか、そういう開催のときには

チラシを配布していただくように、各開催担当課にはお願いして、市民の方の啓発には努めておるわけでございますが、先ほども申しましたように、まずは診断、それから改修となりますので、かなりの費用がかかります。その額に対して15.

2%とか23%で限度額が60万円ということで、先ほど答弁させていただきました2件についても、やっぱり屋根のふきかえをされると工事費が300万円を超えます。もう1軒の方は、屋根のふきかえはされておられませんが、約80万円ぐらいかかると。その中で補助ということになると、11万円ぐらいの補助しか出ないということで、持ち出しがかなり多くなってこようかと。そういうので、もう老朽化して危ない建物の方は、なかなかそういう診断とか改修に臨んでいただけないというのが現状であります。

今後も、そういう方に対して、より一層受けていただくようにPRには努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしく申し上げます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 防犯カメラの設置、続けて補助金が出るかどうかわかりませんが、もし出るということであれば、そういった先ほど申し上げましたような市道におけるひたたくりの多発地域等を含めてやっていただきたいということを、これを要望しておきたいと思っております。

市営住宅のほうも理解をいたしました。大変努力をされているということが見えておりますが、さらに収納率の向上に、滞納の一掃に全力を挙げていただきたいと思っております。

土地改良事業の団体への負担金であります。府内のすべての市町村が加入をしているということであります。本市が土地改良事業等をやっておるということ

であればいいんですけれども、そういった事業等については、すべて神安土地改良区のほうで行っていただいていると、その中で、本市が加入をしていると。経常賦課金で115万円をお支払いいたしておりますので、神安土地改良区が加入をするということであれば、理解をするわけでありましたが、加入費等の問題もあろうかと思っておりますので、ぜひ神安土地改良区とそういう議論もしていただきたいと思いますというわけでありましたが、その辺はどうでしょうか。再度、ご答弁をいただけるようでしたら、お願いを申し上げたいと思います。

水路のしゅんせつのあり方がありますが、多くの方々がこの水路を美しく、そして快適な生活が送れるために頑張ろうということで、ごみの撤去とか、あるいは汚泥のしゅんせつ等も協力いただいております。

先ほど申し上げましたように、個人への賃金支払いということになれば、やはり所得税の問題がかなり出てくるわけですね。わずか3,000円とはいえ、やはり市がそういった税を源泉徴収もしていないということで、これが問題になったこともありますし、先般、南のほうの地域で、このあり方についてちょっと新聞に載っておりましたので、ぜひ、これはひとつ改善をする方向として、私は、地域のこの水利組合、あるいは水路を守る会等へ委託事業として市と請負契約、委託契約を結んで、その費用を支払うということにすればいいと思うんですけれども、そういったことについて、どういうふうにお考えなのか、再度、お聞きをいたしたいと思っております。

橋の強度について、目視といえども、カメラでそういう状況を写して、ちゃん

と報告をいただいていると思うんですが、そういった36個の橋を、1年かけてやれば1か月に3か所ずつ見て回れば、こういった735万円を支払うことなくできるわけですね。市の担当の方が1か月3か所見にいきましょうということで、カメラを持っていかれて、あるいは叩いて、そういうことをすれば、こういった費用はなくてもできるということにも感じるわけです。

だから、こういった事業等については再検討するべきだというふうに思うわけでありまして。

市の職員が必ず実態把握をするということを取り組まなければならないというふうに思うわけでありまして。そういうことをしていただけるように要望しておきたいと思っております。

狹隘道路の整備事業がありますが、茨木市がやられている方法があります。これをぜひ参考といいますか、そういった方向でやられる方が、事業が非常に早く進むというふうに聞いております。費用は今は300万円余りですが、そういった問題が解決できるならば、そういった茨木市の方法を取り入れてやるということはいかがでしょうか。再度お聞きをいたしたいと思っております。

市内の信号機の設置でございますが、ぜひ大きな事故が起こらないうちに、危険箇所は市のほうでも把握をされておられますので、何か所かは早急に警察と協議をしていただいて、車両灯器は設置をされていますので、歩行者灯器だけです。再度、取り組んでいただくように、これは要望しておきたいと思っております。

新在家鳥飼上線の整備事業であります。道路拡幅をできるならば、早急に予算要望をいただいで、間もなく23年度の予算要望が始まりますので、わずか

な箇所でも待機場所になりますので、大きなトラックが来たら、そこでしばらく待機ができる、この箇所がちょうど未整備地域の間地域になりますので、土のうを、積んでおくだけではなく、そういった整備を図れるように、これは決意を課長から聞きたいと思えます。

バス停の日よけについて。病院に行かれてくたくたになって、検査を受けて、あるいは治療を受けて、あるいは自分が病ということで、やっとバスに乗れるというのに、ベンチもない、日よけもないというところで立って待ってなきゃならないと。私も何回か見ているんですが、安全柵にもたれてバス停のポールを持って座っておられます。こんなことではいかんと感じておりますし、そういう声を何回か聞いておりますので、ぜひバス会社と積極的に交渉を強めていただいて、設置をできるように、お願いしておきたい。

道路反射鏡について、新しく立てるほうが安くて、修繕代のほうが高いっていうんだったら、もうやめといたらいい。新しくつけたらいいんです。そうでしょう。修繕のほうが高くて、新品で新しくつけるほうが安いって、それは考え直さなきゃならないと思うんです。決意だけ聞いておきます。

自動車駐車場の件ですが、ちょっと調べてみますと、フォルテ摂津の自動車駐車場の利用状況、平成16年で9万7,891台、17年、9万1,000台、18年、7万3,000台、19年、6万7,000台、20年、6万1,000台、今、審査の対象になっております21年、5万6,000台ということで、9万7,000台あった利用が5万6,000台に下がっております。これはやはり利用される方の考えがあらうかと思

います。そこで、お隣の茨木市はどうされているのかと市営駐車場の状況をいろいろ調べてまいりましたら、1日最大1,200円、8時から20時までは30分、100円、20時から8時の間は60分、100円ということで、24時間営業であります。そういう料金システムになっております。

摂津市におきましては、南摂津の駅前ではありますが、これは24時間、600円でありまして、終日60分、100円であります。

それから、JR千里丘駅の民間駐車場ではありますが、1日最大1,000円でありまして、あと時間、1時間60分に対して100円であります。

そうこう調べてみますと、これではフォルテ摂津の駐車場の利用が減るのは当たり前だとも感じます。

それとあわせて、機械式のガレージがございます。これが設置からかなりの年月を経ておりますし、耐用年数の問題もあります。これについて、そのまま使っていくのか、撤去しなきゃならないのか、いろんな考えがあらうかと思えますので、耐用年数を含めて、お考えをお聞きしたいと思えます。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午前11時53分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。答弁を求めます。

山口課長。

○山口下水道管理課長 しゅんせつ賃金についてでございますが、しゅんせつ工事にしゅんせつ賃金1人当たり3,000円を支払うのはいかがなものかということと、所得の申告からも、各地域へ委託料を支払うことはできるかという問題につきましてでございますが、今後は、

地元水利組合と協議をいたしまして、あわせて市内部の関係部署とも、問題点等について考えまして、今後、その方向でいけるかどうか、また再度、考えてまいりたいと思っています。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 土地改良事業団体連合会脱会ということについて、先ほども答弁いたしましたように、その影響等について考慮する必要があるかと思われまますので、今後、神安土地改良区とそういった内容について議論をしていきたいと思っております。

○山本靖一委員長 新留課長。

○新留都市計画課長 新在家鳥飼上線の今後の決意ということではありますが、本路線の整備につきましても、以前からも何回も要望されているところでもあり、先般の第3回の一般質問におきましてもご質問をいただいているところでもありますが、我々としましても、都市計画事業として行えるということであれば、今後、十分検討してまいりたいと考えております。

また、市単独費で行うということになりますと、やはり土木下水道部でも、現在、市内の危険箇所等を議論されており、十分協議してまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 ミラーの定期修繕の件でございますが、これは私どものほうでは、いろいろ現場で目視で危険度を確認しながら、順次、取りかえの補償を行っております。

先ほどもご指摘のように、費用の問題も高いというご指摘でありますので、補修に当たりましては、全部取りかえも、部分的に補修すべきものを適切に判断して、少しでもたくさんの補修をやっている

きたいという決意を表明させていただきます。

それともう一つは、狭隘道路の件でございます。

茨木の生活道路整備事業でございますと、まず建築基準法で定められた法定外の後退以外の土地を市のほうが買収と言う形になっております。その買収に当たりましては、分筆とかを行うのは市の費用で行うということも考えて、私どもとちょっと違うところがございますが、今後また茨木市とも相談などを行いまして、今後もずっと研究していきたいと考えております。

○山本靖一委員長 山本課長。

○山本交通対策課長 フォルテ摂津自動車駐車場の使用料の件でございますけれども、駐車台数が平成16年、9万7,891台から平成21年、5万172台と、4万台強減っているという件でございますけれども、定期使用につきましても、近年横ばいの状態でございます。一時使用台数が減ってございます。これは先ほど申し上げましたように、近隣の民間駐車場、駅周辺の民間駐車場の1日最大から500円から1,200円程度の影響が大きいものと考えておるところでございます。

機械式の耐用年数についてでございますけれども、表だったといえますか、規定はございませんけれども、現在、維持点検によりまして使っているような状況でございます。作動に当たっては支障なく動いてございますけれども、平成4年から18年程度たってございますので、今後、検討していく課題かと思っております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 フォルテ摂津の駐車場の件について、先ほど料金の他市の状況、

あるいは近隣の民間の駐車場の状況を申し上げます。来年度の、平成23年度の予算編成の方針ということで我々、ちょうだいをいたしまして、その中の4ページ、料金改定後3年を経過したものについては、適正な料金となるよう改定を行うことを方針として出されています。

先ほど申し上げますフォルテ摂津の料金等については、民間と比べれば非常に高いということが言えますし、台数も減ってきているという状況を踏まえて、実態に合う形に変えていかなきゃならないというふうに思うわけであります。

当初からかなりの台数が減ってきていますし、かかっている費用が、先ほど申し上げますように、年間4,096万円かかっている。そして、入ってくる収入が3,459万円余りということで、600万円ほど持ち出しをしているんです。そんな状況では、維持費の節減を図らなきゃならない。このために料金の機械化の問題も申し上げます。もちろん基本になる料金の問題もある。そして、使い勝手の悪い機械式のガレージもやはり敬遠されるであろうと。こんな総合的ないろんな状況を踏まえて検討しなければいけないというふうに思っておるわけであります。

先ほど申し上げますように、平成23年度、来年度の予算編成の作業にかかっていると申すんですね。そういう状況がありますので、部長からどういう方向に進んでいこうというお考えなのかをお聞きいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○山本靖一委員長 宮川部長。

○宮川土木下水道部長 フォルテ摂津の自動車駐車場に絡みます使用料の関係です。

ご指摘のとおり、先ほどおっしゃって

いました平成15年度あたりでは9万数千台、それが今、6万台を割っているという状況のご指摘がございました。確かに、フォルテ摂津につきましても、年々減少している。私が今、手元に持っております資料におきましても、平成17年度におきましても、7万9,000台強の台数が21年度には4万3,000台という一時使用台数に変化してきております。これは、先ほど担当課長が申し上げますように、状況が変わってきている。周辺には使い勝手のいい民間駐車場ができて、なおかつ安い低価な料金で利用できるというようなところも大きく影響しているのかなと思います。

もう一つは、今、石油等の高騰、こういう燃料費の高騰ということもありまして、多少の車離れも発生しているのではないかと、こういうふうに思います。

来年度の予算編成の方針の中に、確かに料金改定の考え方としまして、3年経過しているものについて、その採算性が合っているもの、合っていないもの、これについては見直し、改定をすべきであると、こういうふうなことは重々承知はしておるんですけども、なかなか一番メインとなっていますフォルテ摂津の駐車場、ここの部分について一番ネックになるのは、やはり24時間体制で駐停車ができないということが一つのネックかと思えます。

民間の分でありまして、24時間で1日とめても最大幾らというような形の、本当に営業ベースに乗るようなスタイルでの告示もされております。

ただ、そういう状況を見据えて、我々も放置しておくのではなしに、今後、もう少し、この管理費と収益の部分、この辺のバランスをどうとるべきかというところは、もう少し勉強させていただきた

いなど、このように思います。

その中で、やはり適正価格であって、適正な維持管理ができる、こういう方向性を見出したいと、このように考えておりますので、しばらく研究する時間をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 安威川ダムの問題について、まず最初に質問したいと思っております。

大体、負担金として、先ほどの答弁でも1億7,862万1,000円という負担金を出して、この問題に取り組んでいるんですけども、今、世界的にも異常気象で、洪水が多発しておりますし、先般も奄美でああいう悲惨な事故が起こっております。

平成11年に摂津市鳥飼野々3丁目で、神崎川から逆流をして、鳥飼水路があふれて、111戸の床浸水被害が発生をしました。そのときに、当時、私は議長をさせてもらっておりましたけれども、森川市長と一緒に、大阪府に対して、こういう被害が発生する以上は、安威川ダム建設を1日も早く促進してもらいたいという要請に行きました。そのときに担当の部長の方がおっしゃったのは、幾ら溢水をした水路のかさ上げをしても、基本的には上流からどんどんどんどん水が流れてくるということでは対応し切れないということで、それには安威川ダムで一時、水を抱いて徐々に放流をする方式をとっていかないので、議会のほうで安威川ダムの建設促進決議をしてもらえませんかという要請をされました。

私はそのとき、即座に決議を上げましょうという約束をして、後日、安威川ダムの事務所の方から、あれは驚きましたと。地元の茨木市でもまだ決議が上がっていないのに、下流の摂津市で決議を上げて

もらって、ダムの建設に大きく弾みがつきましたということで、非常に感謝をされたことを今でも鮮明に覚えておるんですけども、そのダムが今、とまってしまっておるということにつきましては、やはり大阪府と我々が行ったときの約束からすれば、一体どうなってるのかと。やはり安威川の下流域の摂津市としては、市民の生命、財産を守るためには、やっぱりああいう悲惨な水害事故を防いでいかないかんという対策を十分に講じていくということは、行政に課せられた大きな私は責任だと思っておりますし、それをチェックしていく議会としても、大きな責任を私は負っていると思っております。

そういう点では、そういう大阪府の今のダム工事を一時中断をしているという状況に対して、市として、府とどのような対処をされてきておるのか、その辺については、当時、森川市長も一緒に行っておられましたから、その当時の助役も今、副市長でいらっしゃいますから、副市長がその辺の大阪府に対する、安威川ダムに対する摂津市のアクション、行動等について、一遍この機会に聞かせてもらいたいと思っております。

それからもう一つは、新在家鳥飼上線、これは先ほど議論がありまして、買い戻すということもやりながらいつているんですけども、やはりこれはもう長い年月を経て、いろんな議員から、新在家鳥飼上線の、私も含めて議論してまいりました。しかし、議論ばかりで、はかどっていないというのが私は現状だと思っております。そういう状態をいつまでも放置するのか、基本的に、そういう都市計画道路の整備をしていくという方針を市としてもしっかり持ってもらわないかんと思うんですけども、過日、いろんな機会の中で、市としても、そういう都市計画道路

も含めて、例えば、大阪高槻線も凍結路線であるけれども、この前、山新金物店のところは用地買収が行われて拡幅がされた。凍結という状況の中でそういう切り口が開かれたということもあって、地元の皆さんからは、やはりあそこの山新金物店から中央環状線までの間の歩道の拡幅をしてもらいたいということの強い要望が出てきております。

そういう状況の中で、工事をされておられるようだけれども、やっぱりこの機会に、そこを建物なり何なり建ててしまわれると、あとあと買収もできませんし、そういう点では、この大阪高槻線の歩道の拡幅も含めて、鳥飼上新在家の拡幅と連携を持ちながら、私は進めていくべきだと思います。

そういう点では、この問題についても、副市長のほうも以前にそういう話、都市計画道路についても進めていかないかというようなこともお考えをお持ちだったようですので、その辺のことについても一遍、副市長のほうにご答弁をいただきたいと思います。

それから、クリーンセンター、正雀終末処理場の問題、賃金とかを計上をされて、この取り組みが進んでおりますけれども、過日の一般質問で私が申し上げたように、吹田市は、摂津市のそういうし尿の処理、これは一般廃棄物については、市町村固有の事務だということで、吹田市は市域を越えて、そういう問題について取り組む考えはありませんというようなことを本会議で答弁をされておりましたので、私はそれに対する反論の質問をして、その後、摂津市として吹田市に対しても一定の申し入れをされたというふうに聞いておりますけれども、その後の結果がどうなっておるのか、その辺のことについても、この際、ご答弁を願いた

いと思います。

それから、水路のしゅんせつの問題、これは水利組合等が先ほど賃金を払って対応されておりますけれども、同じ水路ではないんですけれども、鳥飼の南水路等については、そういう地域の人が出られてしゅんせつをするということはないわけですね。これはやっぱり大阪府なり摂津市なりが不定期でやられているというのが今日までの現状だと思うんですけれども、そういう南水路等のしゅんせつについて、市としての基本的な取り組みの考え方等についても、この機会に改めてお聞きしておきたいと思います。

信号機の問題ですけれども、これは以前にも別府地域の皆さんから強い要請があって、ダイキンサンライズのほうへ、横断するのに信号がないということで、そこに信号をつけてもらいたいという要請行動があったんですけれども、担当としても努力をされて、警察とも協議をされて、一定、設置の方向を向いたんですけども、やはり設置をする場所が民地であるということで難行しているという話を聞いたんですけれども、その設置場所は、その民地しかないのか、あるいはまた、そういう道路面でどこか利用しながら信号機が設置できないのか。警察としても、市としても、設置という方向については、一定、理解を私はされておると思いますので、その辺の実現に向けての努力がどのようにされておるのか、その辺のことについてお聞かせ願いたいと思います。
○山本靖一委員長 クリーンセンター、水路しゅんせつ、信号機の設置について、答弁を願います。

石川課長。

○石川下水道業務課長 クリーンセンター問題について、ご答弁させていただきます。

吹田市との交渉でございますけれども、過日の協議会でも報告いたしましたように、8月12日付で要求事項が3点ありまして、それを文書により提出しております。

その1点目は、処理場機能の停止後、速やかに処理場施設を撤去すること、2点目は、処理場の建設経過等を考慮され、機能停止後は、本市のし尿を吹田市において処理をすること、3点目は、処理場機能停止後、整備負担金について考慮するという、この3点を要求しております。このことにつきまして、今月、10月20日に文書で吹田市より回答がございました。

まず、1点目の処理場機能停止後の施設撤去につきましては、処理場跡地については、隣接する操車場跡地のまちづくりと一体的な土地利用を考慮した計画を検討してまいりたいと考えておりますという内容でございます。その意味につきまして、突っ込んで聞いたわけなんですけれども、うちは速やかに撤去してくださいということを言ったわけなんですけれども、吹田市としては、今、不明水対策として調整池等も検討されておられます。その調整池をつくる場合にも、まちづくりへの影響を考慮した施設とするという趣旨でございます。速やかに撤去することではなくて、そういったものをつくる場合にも、まちづくりの影響について考慮する施設とすると、こういう趣旨の回答でございます。

2点目の機能停止後、本市のし尿を吹田市において処理することという本市の要求に対しましては、関係機関との協議調整を図ることについて吹田市も協力を惜しまない所存であると。その趣旨についても確認をいたしました。この意味は、吹田市がし尿を受け入れるということでは

はなく、大阪府等への協力について吹田市も協力を惜しみませんという趣旨でございます。

3点目の整備負担金につきましては、機能停止後の整備負担金は免除してほしいというのが我々の要求でございます。これに対して、以前、吹田市のほうは、本来、一括払いすべきものを分割払いにしているだけなんだということで、なかなか聞き入れてはもらえなかったんですけども、今回、改造の中では、処理場の機能停止後の取り扱いについては、今後、検討してまいりたいというふうに若干前進したのかなというふうに考えております。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 鳥飼南水路のしゅんせつ等についてでございますが、地元水利組合のほうでも、鳥飼南水路の清掃をしていただいておりますように聞いております。

それとですね、本市のほうも部分的に土砂等のあるところ地元地区からの要望がありまして、部分的にはやっているところでございます。

それと、平成22年度に、ちょうど鳥飼野々2丁目の西側だけでも、鳥飼南水路が流れておるんですけども、神安土地改良区のほうで鋼矢板がかなり老朽化しておりますので、その老朽化のため、ライニング工事をこの22年度からする予定をしております。そのライニング工事をするに当たりましては、もちろん下のほうにはヘドロ等がありますので、ヘドロを除去しながらライニング工事をします。それも22年度から年次計画を立ててこれから進めていっていただくように要望もしておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 山本課長。

○山本交通対策課長 別府地区の正雀一津屋線、ダイキンサンライズに向かうところの信号機の設置の件でございますけれども、ことしも所轄の摂津警察署、府警本部並びに茨木土木事務所、私ども交通対策課で再度立ち会いは行ってございます。その際に、民間の駐車場出入口がございまして、現存する電柱が民地に建っている。それを使わせていただくことができるのかというようなお話も含めまして、それらが解消すれば一歩進むのかなということで進めてはおりますけれども、最終決定にはまだ至ってない状況でございます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 クリーンセンター処理場の問題は、当初、吹田市の委員会での質疑応答を聞いておりますと、やはり議員のほうから、他市の一般廃棄物を受けるのはおかしいという質問に対して、理事者のほうで、それは市町村固有の事務やから、吹田市が摂津市の一般廃棄物を受け入れるようなことはありませんと言って答弁をしている経過があるわけですね。そういう経過の中から、それに対する反論として私は先般、議会で過去の覚書、協定等を引っ張り出して、おかしいではないかと。吹田市はもっと協力すべきだという形で質問をした結果、若干、向こうも前進をして、まちづくり全体として一体的な取り組みをしていきますというようなことになってきたと私は思うんですね。

ただ、協力を惜しまないけれども、あくまでも吹田市として主体的に取り組むのではなしに、吹田市として、摂津市と一緒にになって大阪府に対して働きかけていくということで、結局、責任を捨てるといったら語弊がありますけれども、やはりそのほうにすりかえているわけす

ね。

私は、そういう点では、吹田市自身ももっと過去の覚書、協定を考えたときには、摂津市に対してもっと協力を私はふすべきだと思いますし、この点については、今後、行政も議会も一緒になって、吹田市に対して厳しくこのことを要求していくということの姿勢を持っていくべきだと考えております。

そういう点では、その辺のことについての市の考え方をもう一度お聞かせを願いたいと思います。

それと、電柱の問題。これはやはりあそこは通学の子供も利用しますと、ダイキンサンライズへ行く方もそこを利用されます。そういう点では非常に危険な箇所でもあります。ただずっと信号が断続的に続いておりますし、信号がたくさんつくことによって交通渋滞ということにもつながっていきますんで、非常に難しい問題があるかと思いますが、私は、そういう車を優先するのではなしに、やはり歩行者の身体、生命、財産を守るためには、そういう点では、そっこのほうに着眼点を置いて、一日も早く信号機の設置をしていくべきだと思います。

そういう点では、これ以上、議論しても前へ進むということにはならないと思いますので、私のほうからそういう指摘をして、今後、一日も早い設置に向けての努力をお願いしておきたいと思います。

水路のしゅんせつの問題、ことしは異常気象ということもあって、水路に直面をしている住宅の住民の方が、相当においがきついというような陳情も受けました。そういう点では、それなりの対応はされておりますけれども、まだ、やはり基本的な解決策には至っていないと思います。

七、八年前だったと思いますけれども、

バキュームも入れて本格的にしゅんせつをされて、一時、非常に環境が改善されたという結果も出ております。そういう点では、そういうことをやはり地域の住民がおっしゃる前に、市として定期的にああいうバキューム車を入れたような対応を講じていってもらえるように、この機会に改めてお願いをしておきたいと思っております。

あとの問題については、副市長の答弁を踏まえて、また質問させてもらいたいと思っております。

○山本靖一委員長 安威川ダムの問題を今、市としてどういうふうに考えているのかというようなことと、それから新在家鳥飼上線の拡幅問題について、部長のほうからさきに答弁いただいて、その後、副市長のほうから答弁をいただくようにします。

宮川部長。

○宮川土木下水道部長 それでは、安威川ダムの内容について、ご答弁申し上げます。

確かに私どもも、平成11年、鳥飼野々三丁目が水につかった折には、非常に慌てふためいた記憶がいまだに鮮明に残っております。その折に、番田水門もあわせまして、安威川ダムの建設促進要望をしていただいたことも重々認識いたしているところでございます。

その後の安威川ダムの状況でございますが、ご承知のとおり、当初、安威川ダムは、治水と利水という形の中でも多目的ダムという位置づけでの建設が計画されておりました。しかしながら、平成17年8月には、利水に対します水道用水の確保、これを7万から1万トンに切り下げられたという経過がございます。また、平成21年8月には、利水の1万トンの部分についても、安威川ダムの見直

しという形の中で、水余りの時代が来たということで、利水の撤退を決定されて、今は治水だけという状況になってございます。

そのような中で、この利水の部分が減になる部分だけ、やはりダムの規模が多少変化してまいります。そのような状況の中で、やはり今、見直しをかけられておられるのか、詳しくは伝わってこないんですが、大阪維新プログラム、財政再建プログラム案という形の中で、この安威川ダムの見直しもされております。

そのような中で、見直しの考え方として、財政状況をかんがみ、事業スピードを見直すというようなことになってございます。平成21年度当初は、着工予定とされておりましたけれども、その分についても、今回、着工を見送るという判断をなされたという状況でございます。

その中でも、今後の方向性として、安威川ダムの治水効果、ほかの治水対策手法と費用比較、事業の推進状況等を改めて確認し、ダムとしての事業継続は妥当と判断、こういう表現をなされております。ですから、治水に当たっては、ダム以外の方向もございまして、今のところ、安威川に関しては、ダム建設を継続していくという判断をなされているという状況でございます。

今、大阪府におきましても、南のほうの槇尾川ダム、ここらも非常に話題になっているところでございまして、要は、対応する雨の量ですね、これを100年確率でいくのか、それ以下の降雨確率でいくのか、そういうふうなところも議論なさっているというような状況でございます。今、安威川ダムに対しましては、私どもは下流市としまして、できるだけ早く治水に対する安全度を高めていただきたいということで、毎年、水特法第1

2条負担金の説明会の折には、常々、早期着工を求めているという状況でございます。

ただ、今、大阪府の財政事情は、いかんせん、なかなか思うように動いていないという状況の中では、今のところ快い返事がいただけてないというところと、今、利水撤退された分のダム設計変更などを見直されている時期に入っておられるのかなというふうに思うところがございます。

○山本靖一委員長 小山部長。

○小山都市整備部長 それでは、新在家鳥飼上線、それともう一つは、大阪高槻線のご質問について、ご答弁させていただきます。

都市計画道路新在家鳥飼上線につきましては、非常に交通量が多いということを確認しております。大阪府のほうにも、いま一度、補助対象にならないかということで協議も行っております。

大阪府のほうでは、今後、都市計画道路の見直しを検討している中で、凍結路線については、都市計画道路を廃止するような方向性も出てまいっております。そういう中で補助採択を受けにくいというのは、なかなか難しい状況でもありますし、現在の状況では非常に困難だということも聞いております。

それでは、交通安全対策事業で何かできないかということも大阪府のほうに相談しておりますが、都市計画道路幅員の整備をするのであれば、まだという話もありました。

現在は、歩道を何とか拡幅したいという状況で様々な検討しておりますが、都市計画事業あるいは交通安全対策事業としての補助金を受ける事業としては、非常に困難だと思っています。

その上で道路の混雑状況も把握してお

りますが、産業道路踏切の交通量、千里丘三島線でございますけれども、それと同程度以上の車両が通っているというような状況もございます。そして、千里丘三島線は歩道と区分されているんですけれども、新幹線、側道につきましては、車道を共用しながら自転車が通っているというような状況もございまして、非常に危険ということも認識しております。そういった中で、何とか単独費でもということがございます。

一方、大阪高槻線でも、過年度には一定、大阪府の協力を得ながら、歩道の一部拡幅したという事例もございまして、現在、大阪高槻線沿いで開発による建てかえ工事も進んでおります。そんな中で大阪府、茨木土木事務所に対しまして、この際、何とかできないかということで、大阪府のほうにも依頼をしております。ただ、大阪府のほうも、権利者の方と一度接触されましたが、大阪府としては、やはり凍結路線で買収はできないという回答をいただいております。その中で何ができるかということで、大阪府も検討していただきまして、無償使用契約等の提案をされましたが、権利者のほうは、やはり買収でなかったら困るというような状況で、なかなか交渉も進んでおりません。

そういったこともありまして、市として、どのようにこの都市計画道路を整備していくかということを検討してまいりたいと思っておりますが、先ほども新留課長が答弁申し上げたように、市内には危険な箇所が大変多くあります。その中で都市整備部としてだけ考えて整備を進めるのではなくて、やはり土木下水道部との関係もございまして、その辺で検討してまいりたいと思っております。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村勝彦委員 副市長もよく御存じのように、平成11年の野々三丁目の水害のときには、私たちがさきに現場に入って、後から市長、当時の助役なんかが陣中見舞いに来られたという経緯がありました。そういう中で、森川市長と一緒に大阪府に対して、この鳥飼水路のかさ上げをしてもらいたいという話に行ったときに、大阪府は、かさ上げをするのはいいけれども、基本的には、やっぱり上流から流れてくる水を何とかせんとどうしようもおまへんやろということで、それならば、摂津市としてダム建設促進決議を上げてもらえませんかということは、交換条件的に出されたものを、私は当時、議長として大阪府に対して決議を上げますということその場で約束しました。

後々、府の職員が、地元の茨木市でも上がってない促進決議が摂津市でよく上がりましたねということで、非常にびっくりされたんですけども、そういう状況の中で安威川ダムの建設が非常に弾みとなって進んでいったということを当時の安威川ダムの事務所の所長からおほめをいただいて、それから、当時、一遍、進捗状況を現場視察してもらいたいということで、ダムの事務所へ行って、向こうの車でずっとダムの周辺を視察をさせてもらって、ちょうど迂回道路が最終的に開通する発破がかかる日だったんですが、その現場も見させてもらって、いよいよ進んでいっているなという実感を持ったんですけども、橋下知事になって、そのダムが一時中断された。

今、答弁を聞きますと、維新プログラムの中でも、やはりダムしかないという方向性に向いておるようですけれども、先般、大分県のほうで、全国議長会の研修会があったんですけども、そのとき

に、やはりコメントーターの新聞記者の方が、今の大阪都構想、橋下知事が進めている維新の会は、これは邪道ですということを断定されました。

そういう点では維新プログラムの中にも、やはり安威川ダムしかないという方向性を持っておられるということは、一定、私はその点については評価をしたいと思います。

そういう点では、そのことについて、摂津市として、下流側の摂津の市民の生命、財産を守るために、摂津市として安威川ダムに対する方向性、アクションについて、市として今日までどのようにされておられたのか、今後、どうされようとしているのか、その辺のことについて、副市長の見解を聞かせてもらいたいと思います。

それと、新在家鳥飼上線の問題と大阪高槻線の問題は、さっき小山部長のほうから答弁がありましたように、山新金物店のところは、土地を提供していただいて、凍結路線である大阪高槻線の歩道の拡幅が実現をしたという一つの大きな成果があったわけですね。だから、その中央環状線寄りの地域についても、もし仮に地元の地権者が協力をしてもらうということになれば、歩道の拡幅が私は可能になってくると思うんですけども、市として、そういう地権者との話をされた経緯があるのかなのか、その辺のことについても、副市長のほうから一遍お聞かせ願いたいと思います。

それ以外の問題は、これは先般、私が本会議で、吹田市の市議会での議論の裏返しをする質問をさせていただいて、そのことは私は一定、向こうにも伝わったのか、まちづくりと一体的に取り組むと。市町村固有の事務である他市の一般廃棄物については、吹田市としては扱わない

という姿勢だったのが、ちょっとは一步前進したのかなという気がするんですけども、それとて、結局は、吹田市が摂津市に全面協力、過去の覚書、協定を順守して協力しているということではなしに、大阪府に対して働きかけていくという、一步、私は後退したような答弁ですけども、それとても、やはり吹田市が一定譲歩してくれたという感じを持っています。

そういう点では、副市長が参加しておられる組織、市長が参加しておられる組織がありますね、その辺の中で、摂津市としてこのクリーンセンター処理場問題について、摂津市として今日までどのような主張をされていたのか、今後、どのような見通しを持っておられるのか、その辺のことについて、この機会に副市長の考えをお聞きしておきたいと思えます。

○山本靖一委員長 小野副市長。

○小野副市長 安威川ダムの中でございますけども、今も思い起こしてしまして、現場にあのとき入らなくて、いち早く木村議員が行かれた。それで私もあの後、行って、テレビ報道が入っておった。私のひざ上ぐらいまでが全部浸水していた。惨たんたる状況というのは、私はあのとき見ておりました。

そのときに、これは排水ポンプの電源を入れていない議論もあり、いわゆる人災ではないかというような議論もあったように覚えております。その状況を今、思い起こしておりました。

いずれにいたしましても、木村委員がおっしゃっているように、私どもは最下流に位置する市として、すべてのものを最後に受け止めるような状況ということでもあります。その基本的な認識の中で安威川ダムを促進していくと。そのことを一日も早く言わなきゃならないのは、むしろいろんな市の中で摂津であるという

認識は変わっておりません。

したがいまして、もう一度、市長とも話ししまして、たまたま北摂市長会との知事懇談会が近々に持たれます。きょう日程調整しております、その中におきましても、いろいろ市長と議論いたしまして、北摂の話全体は問題になりませんが、高槻、茨木なり摂津なりという問題になるんですが、市長として橋下知事の維新プログラムの中に入っていることは知っておりますけども、摂津のこの状況ということを一日も早く訴えなければならぬと。安威川ダムの早期治水の面で、再度、市長から発言をするということは、これは大きな、今、機会がございますので、このことについて市長と一度具体的に話し合いをしてみたいと。また、きょうの日程調整で、11月初旬にも知事との懇談会をやりますので、そこで市長の立場からどうしようかということをお願いしていきたいなど。

私どもは一番問題を受けなきゃならない市ということのもう一度、原点に立って、橋下知事に求めなきゃならないというふうに考えますので、そういう取り組みをしたいというように思います。

それから、大阪高槻線の問題は私どもとしては、あの狭隘なところを何としてもやらなきゃならない。大阪府も動いてくれました。しかしながら、地権者との合意が得られなかった。

もう一つは、あそこに商売される、そこで工事をやられると、その地権者が約束した店がオープンできない。そうすると、営業補償を持たないといけないということで聞いております。

したがいまして、摂津市との関係におきましては、きちっとやっていただいているといえますか、熱心に来ているということで、もう一度、工事が終われば話

し合いをしようということの中身を聞いておりますので、私どもとしては、あの状況からいけば、できることなら本当に、市がそこだけでも買収してでもやるべきところではないのかなと。あそこで自転車は車道に出なければならぬあの状況でありますから、あそこだけでも解決しないと非常に危険であるということをおもっておりました。

先週金曜日に、府議会議員に来ていただいて、このことを強力に大阪府に申し入れをしてもらいたいということで、再度、あの状況をもう一度、府議会議員に訴えております。

そういう形の中で、あの問題は、いずれにしても府議会議員の力をかりてでも、また、それがもしできないなら、議会とも相談しながらほかのところは全部、市が買うんかという議論になります。あそここのところは大阪府の仕事であります。そういうことまで考えてでもいかなければならぬのかなというような気持ちを持っております。

万が一そういうときがあれば議会と十分相談しないと、大阪府事業を市が乗り出すということになるわけですから、これは他に類を及ぼすということもありますので、値段が安いとか、高いとかいう問題ではなくて、そのことについて、その気持ちを持っておることでございます。

それで、この点、それから鳥飼上線の問題なんです。御存じのように、これは議会にも非常にご迷惑をかけているということをおもって認識しております。といいますのは、若干、過去の例を逆上りますと、建設事業費は、平成4年あたりは110億円、平成5年が109億円の予算を持っておりました。そのときちょうど基金を100億円を超えていたときだったと思っております。いわゆるバブルの形の中で、と

ころが平成17年に、確実に公債費の償還、市税収の最悪状況が出てくることで一気に減りました。したがって、平成15年、16年、17年、18年までは建設事業費が10億円に満たなかったという時代を迎えました。現在は決算で約30億円の事業費であります。そして平成11年から元金償還以内の公債費の発行ということも歯どめをかけてまいりました。

それで、これで何が起こったかといいますと、市道でありますとか、そういった道路整備は緊急を除いてほとんどめてきたという実態を承知をいたしておいて、平成23年度につきましては、この鳥飼上線の問題も入れておりますが、市道の整備、去年あたりから担当が言っておりました橋りょうの補強工事をやらせてくれということがまた新たに出てまいりました。それから、去年も起こりました市道の陥没、それから御存じのように道路反射鏡の倒壊等、日頃から補強をやっておけというご指摘もいただいております。

そういったことの中身は、一度、今まではちょっと目を横に向けておったんですが、この状況はそうしておられませんので、市道と道路反射鏡、橋の構造の強化問題というのはわかっておるんですが、そのことも担当は、去年から相当厳しく予算要求しております。そういったことの中で、この問題も入れまして整理をした上で議会等、相談申し上げなあかなと。今まではこういう形の中で、何とか建設事業費は押さえざるを得なかった状況がございますので、その状況を画期的に改善したわけではございませんが、企業誘致もございまして、中期財政見通しでは、平成28年には危ないと出ておりますけれども、それは別にいたしまして、今

ある財源の中で、また可能な中で、市民の安全という面での中身を今、ご指摘の鳥飼上線、市道、道路反射鏡と財源問題ということをもう一度きちっと整理した上で議会とも協議させていただきたいと思っております。

上線も、過去からもうずっと以前から、これは経過は十分、私も本会議で聞いておりますので、これを埋没させようという気はございませんでして、それも大きな中身でありますし、過去から危ない、危険ということも知っておりますので、いま一度、担当部には指示いたしておりますので、資料を集めた上で、市としては、財源手当も含めて割り振りを含めまして整理をした上で議会ともご協議申し上げたいということで考えているところでございます。必ずそういうことはやらせていただきたいと。その中身を整理したいというふうに考えているところでございます。

それから、吹操跡地問題につきまして、土木下水道部から3点の回答が参りましたが、整備負担金として若干前向いたかなという気はいたしますが、私は、この問題は、原点に返ると、吹操跡地の買収と合わせたときに、4.5ヘクタールはどうしても解決しないと良好な住環境の整備は難しいと。だから、私は、土木下水道部だけの正雀処理場をどうするという議論で、議論は大事ですが、もう少し大きい吹操跡地の両市のまちづくりにとって、4.5ヘクタール問題はどうかということ、私はこれが基本だというふうに認識をいたして、平成19年に締結された「吹田操車場跡地地区（仮称）の整備に関する基本協定書」第10条第4項に基づきます良好なまちづくりの整備のために処理場問題を両市で協議して解決するため、今週にで

も、これの申し入れをいたします。

その回答が返ってくると思いますので、その回答の中で、都市整備部、土木下水道部と市長と話をした上で、最初のトップ会談では解決がなかなか難しいだろうというふうに思っていますが、そこに行けるように頑張っていきたい。とりわけ吹田操車場跡地のまちづくりにとって処理場はどうかという議論が私は本来の議論の一つであったと思っております。

吹田市はそう考えておられたかわかりませんが、摂津市が参加した理由は、森山市長と私の意思はそこにあったということをもう一度、このことをきちっと整理した上で吹田市と話しなきゃならないという、この基本に立ち返ってもう一度いたしますので、その回答を待つて市の取り組みを決めた上で、これもまた議会も全面的に応援するという力強い言葉をいただいておりますので、協議をさせてもらう中で、市の行政を議会とともに頑張っていきたいなというふうに考えているところでございます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 先ほどの木村委員のご質問の中で、副市長からご答弁をされました。その答弁の中で、橋の構造の強化問題は重点課題だというふうに言われたわけです。私の質問の際には、橋りょうの長寿命化修繕事業として735万円を使って調査した結果、おおむね良好であるという検証結果が出ていると答弁されました。答弁としてはおかしいと思います。やらなければならない状況であるということであれば、私が再度、予算を23年度はどうするんだという質問をするわけですが、そのことについて委員長のほうで整理してください。

○山本靖一委員長 この場で暫時休憩します。

(午後1時51分 休憩)

(午後1時56分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

副市長。

○小野副市長 橋りょうにつきまして、去年、予算ヒアリングで要求がありまして、これを議論いたしました。そのとき私の頭の中には、この橋りょうの補修計画というふうにとめておりまして、その内容が若干、私の受けとめ方にちょっと問題があるといいますか、考え方が違いますので、再度、部長のほうからその中身につきまして、私は補修計画ということで受けとめて、申し上げたんですが、その内容につきまして訂正方々、宮川部長から答弁いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○山本靖一委員長 宮川部長。

○宮川土木下水道部長 橋の長寿命化計画ということで、私どもとしましては、その規格に合致します36橋、この分について、今、現状どうであるかという確認をしたところでございまして、それぞれ36橋とも建設年次は違います。その部分でやはり少しでも手を入れることで寿命が伸びる。その寿命を延ばすに当たってはどういうふうなことをしていかなければならないかというような形の長寿命化に向けた計画の策定を委託したという状況で、今後、それに合うような形での対応もしていかなければならないと、このように考えておるところでございます。

○山本靖一委員長 ほかに質問があればお受けしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時58分 休憩)

(午後2時28分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

認定第6号の審査を行います。補足説明を求めます。

宮川部長。

○宮川土木下水道部長 それでは認定第6号、平成21年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、目を追って、主なものについて補足をさせていただきます。

決算事項別明細書に従って、まず歳入から説明させていただきます。

特別会計決算書の100ページをお開き願ひます。

款1、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、公債費負担金は、吹田市及び茨木市の下水が本市の公共下水道管に流入していることから、当該公共下水道管の建設費に係る起債の償還に合わせ、両市より負担金を収入しているもので、収入済額は、前年度に比べ5.3%の減となっております。これは一部の起債について償還が完了したことによるものでございます。

目2、受益者負担金は、公共下水道の供用開始面積に応じて賦課徴収する負担金で、収入済額は前年度と比べ75%の減となっております。これは受益地面積の減少によるものでございます。

なお、不納欠損額は91万9,080円で、これは時効等による債権が消滅したものでございます。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料は、下水道使用料及び下水道敷地占用料で、収入済額前年度に比べ4.8%の減となっております。これは景気の低迷や節水に伴う需要水量の減少によるものでございます。

なお、不納欠損額は、542万7,717円で、これは時効等により債権が消滅したものでございます。

項2、手数料、目1、下水道手数料は、指定工事店登録手数料、責任技術者登録手数料及び水路敷地境界明示手数料で、収入済額は前年度に比べ3.9%の減となっております。これは指定工事店登録申請件数が減少したことによるものでございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、目1、下水道事業費国庫補助金は、公共下水道事業補助金で、収入済額は前年度に比べ5.9%の増となっております。これは補助対象事業が増加したことによるものでございます。

款4、繰入金、項1目1、一般会計繰入金は、収入済額が前年度に比べ2.7%の減となっております。これは歳入で資本費平準化債が増加したことによるものでございます。

款5、諸収入、項1、資金貸付金返還収入、目1、水洗便所改造資金貸付金返還収入は、収入済額が前年度に比べ34.0%の減となっております。これは貸付件数が減少したことによるものでございます。

項2、目1、雑入は、収入済額が前年度に比べ11.3%の減となっております。これは安威川流域下水道負担金精算返戻金の減によるものでございます。

102ページをお開き願います。

款6項1、市債、目1、下水道債は、収入済額が前年度に比べ26.5%の減となっております。これは公営企業借換債の発行がなかったことによるものでございます。

なお、借入先については、公共下水道事業債及び流域下水道事業債は財務省と地方公共団体金融機構で、資本費平準化債は銀行となっております。

詳細につきましては、決算概要の244ページ、245ページに記載しており

ますので、ご参照願います。

款7、項1、目1、繰越金は、繰越明許費に係る財源を前年度から繰り越したものでございます。

以上が、歳入の主な内容でございます。

引き続き、歳出につきましてご説明申し上げます。

詳細につきましては、決算概要の248ページから253ページに記載しておりますので、ご参照願います。

決算書の104ページをお開き願います。

款1、下水道費、項1目1、下水道総務費は、執行率98.2%、その支出済額が前年度に比べ18.6%の減となっております。

主な内容といたしましては、節2、給料から節4、共済費までは、下水道業務課及び下水道管理課職員9名と短時間勤務職員2名の人件費でございます。

節13、委託料は、パソコン保守委託料でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、日本下水道協会及び日本下水道事業団などに対する負担金でございます。

節27、公課費は、消費税及び地方消費税でございます。

項2、下水道事業費、目1、下水道管理費は執行率99.4%、支出済額が前年度に比べ3.6%の増となっております。

主な内容といたしまして、節8、報償費は、受益者負担金の納付に係る前納報奨金でございます。

節11、需用費は、下水道施設の維持管理に係る光熱水費と修繕料などがございます。

106ページをお開き願います。

節12、役務費は、ポンプ場などの維持管理に係る通信運搬費と下水道施設及

び公用車の保険料でございます。

節13、委託料は、下水道使用料徴収事務委託料及び下水道施設の維持管理に係る委託料などでございます。

なお、委託内容の詳細につきましては、事務報告書の261ページと269ページから271ページをご参照願います。

節16、原材料費は、マンホール蓋などの材料費でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、安威川流域下水道の維持管理に係る負担金と水洗便所改造費用に対する助成金などでございます。

節21、貸付金は、水洗便所改造費用に対する貸付金でございます。

目2、下水道整備費は執行率92.7%、その支出済額は前年度に比べ7.6%の増となっております。

主な内容といたしましては、節2、給料から108ページ、節4、共済費までは、下水道整備課職員7名の人件費でございます。

節11、需用費は、公共下水道整備事業執行に係る設計図書の印刷製本費などでございます。

節13、委託料は、工事設計ほか委託料及び工事積算システム委託料でございます。

なお、委託内容につきましては、事務報告書の279ページから280ページをご参照願います。

節15、工事請負費は、24件の公共下水道工事の請負費であり、約2.1キロメートルの管渠を布設いたしております。

なお、工事内容につきましては、事務報告書の281ページから285ページをご参照願います。

節19、負担金、補助及び交付金は、流域下水道施設の建設に係る負担金でござ

います。

節22、補償、補填及び賠償金は、公共下水道工事に伴う水道管などの移設費でございます。

款2、項1、公債費、目1、元金は、支出済額が前年度と比べ15.1%の減となっております。

その内容といたしまして、節23、償還金、利子及び割引料は、公共下水道事業債、流域下水道事業債、公営企業借換債及び資本費平準化債の元金償還金でございます。

目2、利子は、支出済額が前年度と比べ6.5%の減となっております。

その内容といたしまして、節23、償還金利子及び割引料は、公共下水道事業債、流域下水道事業債、公営企業借換債及び資本費平準化債の利子償還金でございます。

なお、市債減債高及び償還の状況につきましては、決算概要の246ページ、247ページに記載いたしておりますので、ご参照願います。

款3項1目1、予備費は、執行しておりません。

款4項1目1、繰上充用金は、支出済額が前年度と比べ68.8%の減となっております。

その内容といたしまして、節22、補償、補填及び賠償金は、前年度の歳入不足額を繰上充用金で補てんしたものでございます。

なお、111ページに実質収支に関する内容を記載しておりますので、ご参照願います。

以上、平成21年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わりました。
質疑に入ります。

原田委員。

○原田平委員 下水道使用料について、ご質問申し上げます。

収入未済額が7,493万8,466円と計上されています。不納欠損額が542万7,717円ということで、莫大な額が収入未済額となっております。これについて、ご説明をいただきたいと思えます。

それから、不明水の対策調査委託料として934万5,000円の執行であります。ご説明をいただきたいと思えます。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 下水道使用料の未収額が7,500万円近くございます。その内訳としましては、21年度現年分というのが3,656万円、それ以外は過年度の分の滞納分でございます。

不納欠損につきましては、件数にしますと375件となっております。不納欠損となった原因でございますけれども、転出先不明というのが約310件ございます。その他、会社倒産・閉鎖等によるものが44件、また生活困窮等が5件で、本人が亡くなられたというのが16件、このような原因により時効となったものを不納欠損しております。これは16年度分についての不納欠損でございます。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 不明水調査業務委託料の934万5,000円について、ご説明させていただきます。

公共下水道の污水管に浸水する不明水調査でございます。污水管内にテレビカメラを挿入いたしまして、管渠内に流入する不明水流入箇所の状態及びその異常箇所を調査いたしております。

市内の幹線道路に埋設している人孔内の潜行目視調査を行い、施設の損傷、下

水道の流下状況等の把握をするために行っております。また、施設の損傷、下水道の状況等の状態を把握することによりまして、陥没事故等を未然に防ぐものでございます。

調査内容でございますが、カメラ調査Φ150ミリからΦ300ミリを4,200メートルと人孔内目視調査を372か所を調査させていただいております。

調査場所でございますが、テレビカメラ調査が府道八尾茨木線以东の区画整理場所でございます。人孔内目視調査が府道大阪高槻線で225か所、三島千里丘線で57か所、香露園27号線で35か所、学園町中央線で13か所、鶴野27号線で42か所を調査させていただいております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 使用料の収入未済額であります。たしかこれは水道部のほうに徴収事務委託をされております。3,644万円余りの委託をしているわけです。ここは水道部が徴収をしていただき、徴収できない場合については、何らかの理由とかあるんでしょうけれども、水道部のほうはそんなにたくさん収入未済額が出てきてないわけです。なぜ、この下水道の使用料だけがこんなに多くなるのか不思議で仕方ないわけです。3,644万円を払っているんだから、もう少し徴収をしていただかなければならないのではないかと思うわけですがけれども、その辺についての考えを聞きたいと思えます。

不納欠損額は、積もり積もって平成16年度分でございますから、6年前のこれがどうすることもできないということで処置があるわけです。7,493万円がいくらか回収をしながら残っていくということで、また平成17年、平成18年、平成19年とずっと来るわけであ

りますが、この解消もできる限りやらなきゃならないというわけでありまして。とりあえず現年分が3, 656万円、過年度分が3, 800万円ということでありましてから、これの徴収をもう少し水道部のほうに協力していただくということでの考えをお聞きいたしたいと思っております。

それから、不明水対策であります、人孔目視調査をするということでありまして。これはそれでいいと思うんですね。市内の全域にわたって調査をするという、これも非常にいいわけです。

公共下水道はあくまでも自然流水なんですね。高いところから低いほうへ流れて、太い管に入って行って処理をされていくわけです。そういう状況であれば、これだけの費用を使ってやるわけですが、その前に、不明水であれば、人孔に上流部から流れてくる不明水が出て流入されているわけです。それを調査すればいいわけで、そこに不明水がたくさん流れてきているなど。どこが原因だろうということ調査をするということは、潜るわけにはいきませんので、カメラをお願いをすると、こういうことをしていったらいいと思うんですが、今、やられている調査については、その地域全体を全部調べようということは無駄になるんじゃないかという考えを僕は持っているわけです。これは素人的な考えでしょうけれども、これについての私なりの考えと、やられていることはギャップがあるなというように感じるんですが、そこらをご説明をいただければありがたいなと思っております。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 下水道使用料の不納欠損の額等がふえてきていることについては、我々も危惧をしております、水道部と協議をしております。

ふえてきている一つの原因として、ワンルームマンション等がふえてきて、このワンルームマンションのお住まいの方で住民登録のないような方も結構おられるというふう聞いております。あと景気等の影響もあるようなんですけども、そういった社会経済情勢が背景にございますけども、水道部のほうといろいろ協議をしております、具体的には、今年度から2年を超えるようなもので滞っておるものについては、独自でも催告をしよう、面談をしようということ取り組んでおります、これまで111件を催告して、上下水合わせまして30数万円ですけども、回収できております。

こういったことを今後、さらに強化していきたいと思っておりますし、水道部のほうでも独自に停水措置の回数をふやす等の検討もされておりますし、具体的にふやされているとも聞いておりますので、そういった効果が今後、出てくるのではないかと期待はしております。

いずれにしても、徴収委託料を水道部にお支払いしておりますので、一義的には水道部のほうで取り組んでいただく。それを我々もフォローしていくような体制を今後も継続していきたいと思っております。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 不明水調査のほうなんですけれども、今の段階でいきますと、まず不明水調査を21年度にします。21年度にした部分で市の担当が見まして、漏水関係、水の出ているところ、古い管で漏水が出て補修が必要なところを22年度に市の職員が見て直している状態なんです。ですから、不明水調査をするに当たって、やはりカメラでシビアに中を見ていきたいという形で今、発注しているところなんです。ですから、今、

委員がおっしゃるところもわかるんですけども、21年度に調査したところを22年度に速やかに直していくという形でさせてもらっていますので、何とぞ理解のほどをよろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田平委員 水道部のほうにお支払いしている徴収委託料というのは、あくまでも徴収をお願いしているわけですから、できなかった分については、やっぱりペナルティを課すべきなんです。

例えば、300件徴収することができなかったと。しかし、水道部にお願いしたのは、これだけの件数ですと。できなかった分はちょっと悪いけども、清算させていただきますよというような措置をとらなきゃなりません。そうでしょう、理屈的に言えば。

どうしても理由がある場合については、例えば、この方はこういう理由でとれなかったということであれば、清算をして、この分については徴収ができなかったことに対してはペナルティをするというようなことを検討しなきゃならないと思うんですけども、考えも聞きたいと思います。

それから、不明水の調査ですが、これは何回もご質問を申し上げておるわけですけども、理論が間違っているでしょう。マンホールをあけて、污水管ですから、それで污水が流れてくる。しかし、何も流れてこない。そういうところは大丈夫だという考え、我々素人としては、不明水はないということであるならば、その上流までカメラを入れる必要はないかというふうに感じるわけですね。

これはおかしいぞ。不明水があそこに流れ込んでいるぞと。どこかで管が割れているとか管がつぶれているとかいう箇

所があるんだと。それも、その上流にもまた人孔がありますので、そこへ行って、それでここは大丈夫だと。この管が不明水の原因だということがわかるわけですね。これは素人的な考えです。こういう調査をみずから担当が行うわけです。改めてそういうことはないというふうに感じるわけですね。もう少し深いところはなかなかできないけれども、そういうところについては、カメラを使用するとかいろいろな方法がある。だから、そういうところで、やはり経費を節減していくと、こういう努力を積み重ねない限り、いつまでたっても、いわば無駄な公共事業になってしまわないかというふうに感じるんですけども、部長のご見解をいただきたいと思います。

○山本靖一委員長 宮川部長。

○宮川土木下水道部長 まず、使用料のほうですけども、この分につきましては、私どもと水道のほうで不納欠損の時期がちょっとずれてまいったというところがあるかと思います。

法的には水道部のほうが2年、私どものほうは5年、この差が7,000何がしの不納欠損額といいますか未収額に対して大きく差が出ているのではないかなと、このように思っています。

水道部のほうも、私どものほうの委託については決して手を抜いておられるという状況ではないと思います。ただ、事務手数料といたしましては、水道使用料についてのメーター検診をしていただく。その分を下水道使用料として同時に徴収していただくと、こういうスタンスになっておりますので、下水道使用料が未徴で、水道使用料だけが入る、これはないと思います。ただ、考えられますのは、水道なくして生活できない状況にありますから、滞納された中でも、水道部のほうは

給水ストップというふうな形をとられます。その折には、1か月なりの分を支払われると一時開栓される。こういう繰り返しがある分、水道のほうは私どもより多少少ないのかなと。

ただ、ペナルティということになりますと、水道部は水道部なりの手続として私どものほうの徴収件数割合で事務手数料ということになっておりますので、その事務を遂行していただいている中でペナルティというか、徴収できない分を覆いかぶせるというのは、ちょっとまた水道部の思いも変わってこようかと思えますので、そのあたりは、今後、未徴の部分ができるだけ少なくなるように、私どもも水道とタイアップした中で、その件数を少なくするように努力してまいりたいと、このように考えるところでございます。

次に、不明水調査の件ですけれども、確かにおっしゃるとおりです。不明水調査でまず確認するのは、マンホールをあけて、その水量がふえているかふえていないか。きょうのように降雨時にそのマンホールのところで晴天時よりもふえているかどうか、この目視は非常に大事な内容でございます。ただ、そこでふえている状況が、即、上流のところで漏れているのか、もっともっと先で漏れているのか、漏れている箇所がわからないですよ。それをするならマンホールをどんどんどんどんあけていけばいいじゃないかと、こういうことにもなろうかと思えます。

ただ、下水の場合、できるだけ不明水を少なくすることが処理費に大きくかわってまいりますので、多少の漏水であったとしても、少しでもとめていくという形の中でいきますと、やはり漏水箇所としましては、本管と取付管の接合部、こ

ういうところの漏水が一番多く見受けられる。その次には本管と本管が接合されているその部分での漏水が見受けられる。あと、不明水として考えられるのは、宅内で雨をつないでおられる場合がある。こういうふうに追っかけていきますと、非常に判断しにくい状況がございます。ですから今、私どものできる状況としましては、そういう私どもが管理します範囲の中でどれだけの量が来ているかどうか。それで、微量であるところは辛抱しても、大きく漏れているところ、これは速やかに翌年度に、先ほど担当課長が申し上げましたように、修理をかけていくというような状況でございます。

確かにおっしゃるとおりでして、不明水調査に対してはそれなりの工夫もし、やはり調査の経費を軽減していく。これは我々の本来の目的とする業務の流れだと認識するところです。ですから今後、いろんな状況があらわれてこようかと思えますけれども、年々、そういうところを勉強した形の中で、少しでも軽減できるように努めてまいりたいと、このように考えてございます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時58分 休憩)

(午後2時59分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。本日は散会いたします。

(午後3時 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 山本靖一

建設常任委員 大澤千恵子

